

令和 6 年 1 月 9 日

大臣官房官庁営繕部整備課

設計業務の委託料算定を、より実態に合うものに ～官庁施設の設計業務等積算基準を約 5 年ぶりに改定～

「官庁施設の設計業務等積算基準及び同要領」は、官庁施設に係る設計・工事監理業務等の委託料を積算するための標準的な方法や必要な事項を、業務報酬基準^{※1}の考え方に基づき定めたもので、公共発注機関において広く活用いただいているものです。

今般、国土交通省は、「官庁施設の設計業務等積算基準及び同要領」について、業務報酬基準の改正^{※2}を反映させるとともに、実態調査^{※3}の結果に基づき算定方法を見直すなどの改定を行いました。

■ 改定の主なポイント：業務量の算定方法（算定式・算定係数等）の見直し

①新築設計業務・新築工事監理業務

業務報酬基準の改正に伴い、改定後の略算表に対応した算定方法へ見直しました。

②改修設計業務

図面 1 枚当たりの所要工数（業務人・時間数）を見直しました。

建築	〔改定前〕	12.540	→	〔改定後〕	13.567	8.2%上昇
設備	〔改定前〕	9.357	→	〔改定後〕	10.233	9.4%上昇

③積算業務

「実施設計業務の業務量」に対する「積算業務の業務量」の割合を見直しました。

・新築設計業務における積算業務の場合

〔改定前〕 実施設計業務量 × 0.2 → 〔改定後〕 実施設計業務量 × 0.25

■ その他：諸経费率（業務報酬基準に基づき設定）及び技術料等経费率は変更ありません。

※1 建築士法第 25 条に基づき定められる「建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準」

※2 令和 6 年 1 月 9 日に令和 6 年国土交通省告示第 8 号として公布・即日施行。

※3 官庁営繕発注業務を近年受注した設計事務所が対象（調査期間：R4.9.16～11.30）

【問い合わせ先】国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課 櫻木、藤木

電話：03-5253-8111（内線 23433、23434）、03-5253-8240（直通）

「官庁施設の設計業務等積算基準及び同要領」の概要

「官庁施設の設計業務等積算基準及び同要領」の概要

○業務報酬基準※の考え方に基づき、官庁施設に係る設計業務等委託料を積算するための標準的な方法や必要な事項を定めたもの。

※建築士法第25条に基づく「建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準」

改定の経緯等

平成21年4月1日 「官庁施設の設計業務等積算基準及び同要領」を制定

平成28年2月1日 一部改定（平成27年国土交通省告示第670号の反映等）

平成31年1月21日 一部改定（平成31年国土交通省告示第98号の反映等）

令和6年1月9日 今回改定：業務報酬基準の改正※（令和6年国土交通省告示第8号の制定）を反映するとともに、

官庁施設の設計業務等に係る実態調査結果に基づき算定方法を見直すなどの改定を実施

※平成31年国土交通省告示第98号を廃止し、令和6年国土交通省告示第8号を制定。平成27年国土交通省告示第670号は改正なし。

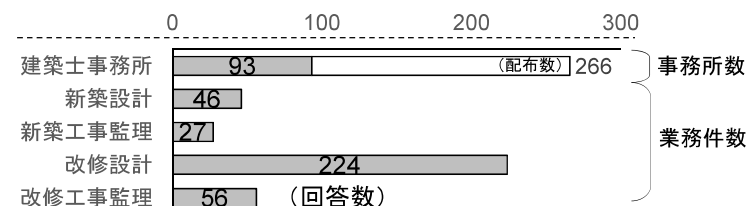
（参考）官庁施設の設計業務等に係る実態調査

○官庁施設の新築及び改修の設計・工事監理業務に係る業務量の実態を把握するため、設計事務所に対する実態調査を実施。

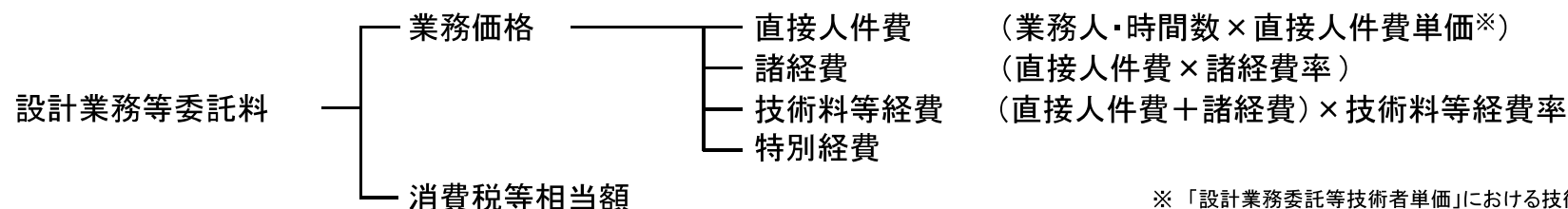
○調査対象266事務所中93事務所から回答（回収率35%）。

<調査概要>

- ・調査期間：令和4年9月16日～11月30日
- ・調査対象：官庁営繕発注の業務を近年受注した設計事務所
- ・調査内容：業務内容の項目毎に要した業務人・時間数等



設計業務等委託料の構成



※「設計業務委託等技術者単価」における技術者の職種「技師C」の単価

改定概要① 新築設計業務・新築工事監理業務の算定方法の見直し

- 新築設計業務及び新築工事監理業務の委託料算定に用いる「床面積に基づく業務人・時間数の算定方法（算定式・算定係数等）」について、業務報酬基準の考え方に基づき見直し
- 新築設計業務及び新築工事監理業務の委託料算定に用いる「業務細分率^(※1)の設定」について見直し
- 新築工事監理業務の委託料算定に用いる「標準的な対象外業務細分率^(※2)」について見直し^(※3)

※1 標準業務の業務量(全体)を1とした場合の、個々の「業務内容の項目」の業務量の割合

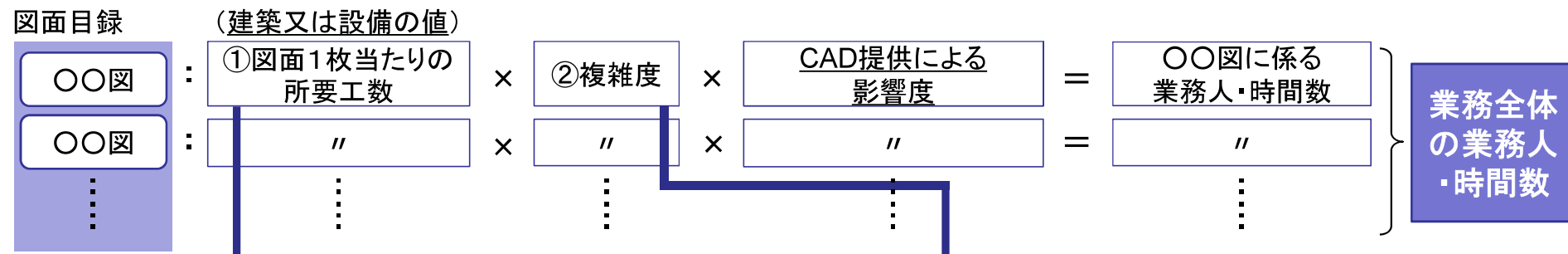
※2 会計法に基づく監督業務を発注者が実施することで、業務内容の一部を委託業務の範囲外とすることを契約図書に定めた場合における、「標準業務」のうち「委託業務の範囲外」とする業務の割合

※3 対象外業務細分率の見直し(0.12→0.09)により、委託業務の範囲内となる業務量は3.4%増

改定概要② 改修設計業務の算定方法の見直し

- 改修設計業務の委託料算定に用いる「図面1枚当たりの所要工数」について見直し
また、複雑度について、実情に応じて設定することが可能となるよう見直し

算定式



改定前

①図面1枚当たりの所要工数

建築:12.540

設備: 9.357

②複雑度

簡易:0.6、標準:1.0、複雑:1.4のいずれかを設定

改定後

建築:13.567

※8.2%増

設備: 10.233

※9.4%増

簡易:0.6、標準:1.0、複雑:1.4のいずれかを設定
これによりがたい場合、実情に応じて設定可能なことを明示(0.1～2.0)

改定概要③ 積算業務の算定方法の見直し

○「実施設計業務の業務量」に対する「積算業務の業務量」の割合について見直し

■ 新築設計業務における積算業務の業務量

改定前

$$\text{積算業務に係る業務人・時間数} = \text{実施設計に係る業務人・時間数} \times 0.2$$

改定後

$$\text{積算業務に係る業務人・時間数} = \text{実施設計に係る業務人・時間数} \times \underline{0.25}$$

■ 改修設計業務における積算業務の業務量

改定前

$$\text{積算業務に係る業務人・時間数} = \left(\text{実施設計に係る業務人・時間数} \right)^{0.796} \times 0.8872$$

改定後

$$\text{積算業務に係る業務人・時間数} = \text{実施設計に係る業務人・時間数} \times \underline{0.21}$$

その他（諸経费率及び技術料等経费率）

○諸経费率（※1）及び技術料等経费率（※2）は従前通り

※1 「直接人件費」に対する「諸経費（直接経費及び間接経費の合計）」の割合（業務報酬基準に基づき設定）
 ※2 「直接人件費及び諸経費の合計」に対する「技術料等経費」の割合

（参考） 諸経费率及び技術料等経费率

	諸経费率	技術料等経费率
設計業務及び 工事監理業務 による場合※3	1.1	0.15

※3 「官庁施設の設計業務等積算要領」第2章2.、3.、5.又は6.の算定方法による場合

平成27年国土交通省告示第670号は改正が無いため、耐震改修設計業務 及び 耐震診断業務の委託料を積算する場合の算定方法（「官庁施設の設計業務等積算要領」第2章4.又は7.の算定方法）には変更なく、その諸経费率（1.0）、技術料等経费率（0.2）についても変更なし。

改定後 (R06.1.09)	改定前 (H31.1.21)
官庁施設の設計業務等積算基準 1. 目的 この基準は、国家機関の建築物及びその附帯施設（以下「官庁施設」という。）に係る<u>設計業務等</u>（建築物の設計、工事監理、耐震診断等の業務をいう。以下同じ。）を委託に付する場合において、予定価格のもととなる業務内訳書に計上すべき当該業務委託料（以下「設計業務等委託料」という。）の積算の標準的な方法について、<u>令和6年国土交通省告示第8号</u>及び平成27年国土交通省告示第670号の考え方に基づき必要な事項を定め、もって設計業務等委託料の適正な積算に資することを目的とする。 2. 適用範囲 この基準は、官庁施設に係る設計業務等に適用する。 3. 設計業務等委託料 3. 1 設計業務等委託料の構成 設計業務等委託料の構成は以下のとおりとする。 設計業務等委託料 — 業務価格 — 直接人件費 — 諸経費 — 技術料等経費 — 特別経費 — 消費税等相当額 3. 2 設計業務等委託料を構成する費用の内容 （1）直接人件費 直接人件費は、設計業務等に直接従事する者のそれぞれについての当該業務に関して必要となる給与、諸手当、賞与、退職給与、法定保険料等の人件費の1時間当たりの額に当該業務に従事する延べ時間数を乗じて得た額の総和とする。	官庁施設の設計業務等積算基準 1. 目的 この基準は、国家機関の建築物及びその附帯施設（以下「官庁施設」という。）に係る<u>設計等の業務</u>（建築物の設計、工事監理、耐震診断、<u>建築工事契約に関する事務又は建築工事の指導監督</u>の業務をいう。以下同じ。）等を委託に付する場合において、予定価格のもととなる業務内訳書に計上すべき当該業務委託料（以下「設計業務等委託料」という。）の積算の標準的な方法について、<u>平成31年国土交通省告示第98号</u>及び平成27年国土交通省告示第670号の考え方に基づき必要な事項を定め、もって設計業務等委託料の適正な積算に資することを目的とする。 2. 適用範囲 この基準は、官庁施設に係る<u>設計等の業務及びこれ以外の建築に関する工事の設計、工事監理又は耐震診断に関する業務</u>（以下「設計業務等」という。）に適用する。 3. 設計業務等委託料 3. 1 設計業務等委託料の構成 設計業務等委託料の構成は以下のとおりとする。 設計業務等委託料 — 業務価格 — 直接人件費 — 諸経費 — 技術料等経費 — 特別経費 — 消費税等相当額 3. 2 設計業務等委託料を構成する費用の内容 （1）直接人件費 直接人件費は、設計業務等に直接従事する者のそれぞれについての当該業務に関して必要となる給与、諸手当、賞与、退職給与、法定保険料等の人件費の1時間当たりの額に当該業務に従事する延べ時間数を乗じて得た額の総和とする。

改定後 (R06.1.09)	改定前 (H31.1.21)
(2) 諸経費 諸経費は、設計業務等の履行にあたって通常必要となる直接人件費以外の経費であって直接経費と間接経費で構成される。 直接経費は、印刷製本費、複写費、交通費等設計業務等に関して直接必要となる費用（特別経費を除く。）の合計額とする。 間接経費は、建築士事務所を管理運営していくために必要な人件費、研究調査費、研修費、減価償却費、通信費、消耗品費等の費用（直接人件費、特別経費及び直接経費を除く。）のうち、当該業務に関して必要となる費用の合計額とする。 (3) 技術料等経費 技術料等経費は、設計業務等において発揮される技術力、創造力等の対価として支払われる費用とする。 (4) 特別経費 特別経費は、特許使用料その他の発注者の特別の依頼に基づいて必要となる費用及び設計等の業務に附随して行う検査等を第三者に委託する場合における当該検査に係る費用の合計とする。 (5) 消費税等相当額 消費税等相当額は、消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づき、設計業務等に課される消費税等の額とする。 3. 3 設計業務等委託料の積算 設計業務等委託料は次式により積算する。 $ \begin{aligned} (\text{設計業務等委託料}) &= (\text{直接人件費}) + (\text{諸経費}) + (\text{技術料等経費}) \\ &\quad + (\text{特別経費}) + (\text{消費税等相当額}) \\ &= (\text{業務価格}) + (\text{消費税等相当額}) \end{aligned} $ 3. 4 設計業務等委託料を構成する費用の算定	(2) 諸経費 諸経費は、設計業務等の履行にあたって通常必要となる直接人件費以外の経費であって直接経費と間接経費で構成される。 直接経費は、印刷製本費、複写費、交通費等設計業務等に関して直接必要となる費用（特別経費を除く。）の合計額とする。 間接経費は、建築士事務所を管理運営していくために必要な人件費、研究調査費、研修費、減価償却費、通信費、消耗品費等の費用（直接人件費、特別経費及び直接経費を除く。）のうち、当該業務に関して必要となる費用の合計額とする。 (3) 技術料等経費 技術料等経費は、設計業務等において発揮される技術力、創造力等の対価として支払われる費用とする。 (4) 特別経費 特別経費は、特許使用料その他の発注者の特別の依頼に基づいて必要となる費用及び設計等の業務に附随して行う検査を第三者に委託する場合における当該検査に係る費用の合計とする。 (5) 消費税等相当額 消費税等相当額は、消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づき、設計業務等に課される消費税等の額とする。 3. 3 設計業務等委託料の積算 設計業務等委託料は次式により積算する。 $ \begin{aligned} (\text{設計業務等委託料}) &= (\text{直接人件費}) + (\text{諸経費}) + (\text{技術料等経費}) \\ &\quad + (\text{特別経費}) + (\text{消費税等相当額}) \\ &= (\text{業務価格}) + (\text{消費税等相当額}) \end{aligned} $ 3. 4 設計業務等委託料を構成する費用の算定

改定後 (R06.1.09)	改定前 (H31.1.21)
(1) 直接人件費 直接人件費は、委託に付する業務に直接従事する技術者の業務人・時間数に、当該技術者の業務能力（技術力、業務処理能力等）に応じた直接人件費単価を乗じたものの総和とし、次式により算定する。 $(\text{直接人件費}) = \Sigma \{ (\text{業務人} \cdot \text{時間数}) \times (\text{直接人件費単価}) \}$ (2) 諸経費 諸経費は、次式により算定する。 $(\text{諸経費}) = (\text{直接人件費}) \times (\text{諸経費率})$ (3) 技術料等経費 技術料等経費は、次式により算定する。 $(\text{技術料等経費}) = \{ (\text{直接人件費}) + (\text{諸経費}) \} \times (\text{技術料等経費率})$ (4) 特別経費 特別経費は、業務内容の実態に応じて算定する。 (5) 消費税等相当額 消費税等相当額は、次式により算定する。 $(\text{消費税等相当額}) = (\text{業務価格})^{\text{※}} \times (\text{消費税等率})$ <u>※業務価格のうち、課税対象分とする。</u>	(1) 直接人件費 直接人件費は、委託に付する業務に直接従事する技術者の業務人・時間数に、当該技術者の業務能力（技術力、業務処理能力等）に応じた直接人件費単価を乗じたものの総和とし、次式により算定する。 $(\text{直接人件費}) = \Sigma \{ (\text{業務人} \cdot \text{時間数}) \times (\text{直接人件費単価}) \}$ (2) 諸経費 諸経費は、次式により算定する。 $(\text{諸経費}) = (\text{直接人件費}) \times (\text{諸経費率})$ (3) 技術料等経費 技術料等経費は、次式により算定する。 $(\text{技術料等経費}) = \{ (\text{直接人件費}) + (\text{諸経費}) \} \times (\text{技術料等経費率})$ (4) 特別経費 特別経費は、業務内容の実態に応じて算定する。 (5) 消費税等相当額 消費税等相当額は、次式により算定する。 $(\text{消費税等相当額}) = (\text{業務価格}) \times (\text{消費税等率})$

改定後 (R06. 3. 26)	改定前 (H31. 1. 21)
官庁施設の設計業務等積算要領 第 1 章 総則 1. 基本事項 本要領は、官庁施設の設計業務等積算基準（平成 2 1 年 4 月 1 日国営整第 1 号）に基づき、設計業務等委託料を積算するために必要な事項を定めるものである。 2. 設計業務等委託料の積算に関する事項 2. 1 業務人・時間数 (1) 公共建築設計業務委託共通仕様書（平成 2 0 年 3 月 3 1 日国営整第 1 7 6 号。以下「設計業務共通仕様書」という。）を適用して設計に関する業務（以下「設計業務」という。）を委託する場合、直接人件費の算定に用いる業務人・時間数は、一般業務（設計業務共通仕様書第 2 章 1. に規定する一般業務をいう。以下同じ。）及び追加業務（設計業務共通仕様書第 2 章 2. に規定する追加業務をいう。以下同じ。）の実施のために必要となる業務人・時間数とする。 (2) 耐震診断（建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年法律第 1 2 3 号）第 2 条第 1 項に規定する耐震診断をいう。）に関する業務（以下「耐震診断業務」という。）を委託する場合、直接人件費の算定に用いる業務人・時間数は、平成 2 7 年国土交通省告示第 6 7 0 号別添一第 1 項に掲げるもの（以下「耐震診断一般業務」という。）並びに契約書、質問回答書、現場説明書、別冊の図面、特記仕様書及び共通仕様書（以下「契約図書」という。）等に定められ、耐震診断一般業務に含まれない業務（以下「耐震診断追加業務」という。）の実施のために必要となる業務人・時間数とする。 (3) 建築工事監理業務委託共通仕様書（平成 1 3 年 2 月 1 5 日国営技第 6 号。以下「工事監理業務共通仕様書」という。）を適用して工事監理に関する業務（以下「工事監理業務」という。）を委託する場合、直接人件費の算定に用いる業務人・時間数は、一般業務（工事監理業務共通仕様書第 2 章 2. 1 に規定する一般業務をいう。）	官庁施設の設計業務等積算要領 第 1 章 総則 1. 基本事項 本要領は、官庁施設の設計業務等積算基準（平成 2 1 年 4 月 1 日国営整第 1 号）に基づき、設計業務等委託料を積算するために必要な事項を定めるものである。 2. 設計業務等委託料の積算に関する事項 2. 1 業務人・時間数 (1) 公共建築設計業務委託共通仕様書（平成 2 0 年 3 月 3 1 日国営整第 1 7 6 号。以下「設計業務共通仕様書」という。）を適用して設計に関する業務（以下「設計業務」という。）を委託する場合、直接人件費の算定に用いる業務人・時間数は、一般業務（設計業務共通仕様書第 2 章 1. に規定する一般業務をいう。以下同じ。）及び追加業務（設計業務共通仕様書第 2 章 2. に規定する追加業務をいう。以下同じ。）の実施のために必要となる業務人・時間数とする。 (2) 耐震診断（建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年法律第 1 2 3 号）第 2 条第 1 項に規定する耐震診断をいう。）に関する業務（以下「耐震診断業務」という。）を委託する場合、直接人件費の算定に用いる業務人・時間数は、平成 2 7 年国土交通省告示第 6 7 0 号別添一第 1 項に掲げるもの（以下「耐震診断一般業務」という。）並びに契約書、質問回答書、現場説明書、別冊の図面、特記仕様書及び共通仕様書（以下「契約図書」という。）等に定められ、耐震診断一般業務に含まれない業務（以下「耐震診断追加業務」という。）の実施のために必要となる業務人・時間数とする。 (3) 建築工事監理業務委託共通仕様書（平成 1 3 年 2 月 1 5 日国営技第 6 号。以下「工事監理業務共通仕様書」という。）を適用して工事監理に関する業務（以下「工事監理業務」という。）を委託する場合、直接人件費の算定に用いる業務人・時間数は、一般業務（工事監理業務共通仕様書第 2 章 2. 1 に規定する一般業務をいう。）

改定後（R06.3.26）	改定前（H31.1.21）
以下同じ。）及び追加業務（工事監理業務共通仕様書第2章2.2に規定する追加業務をいう。以下同じ。）の実施のために必要となる業務人・時間数とする。 （4）複数の棟の設計業務、工事監理業務又は耐震診断業務を委託する場合の業務人・時間数は、原則として、1棟ごとに算定したものを合計するものとする。 （5）やむを得ない事情により設計業務、工事監理業務又は耐震診断業務を分割して委託する場合、分割された各業務に係る業務人・時間数は、設計業務、工事監理業務又は耐震診断業務の全体の業務人・時間数をもとに、分割された各業務の内容に応じて算定する。 （6）複数年度にわたる工事を対象とする設計業務のうち設計意図を正確に伝えるための業務（以下「設計意図伝達業務」という。）及び工事監理業務の各年度の業務人・時間数は、当該工事全体に対するこれらの業務に係る業務人・時間数をもとに、各年度の業務の出来高を勘案して算定する。 2.2 直接人件費単価 直接人件費単価は、業務に従事する技術者の業務能力に応じたものとする。 なお、第2章に示す算定方法は、建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第2項に規定する一級建築士として2年又は同法第2条第3項に規定する二級建築士として7年の建築に関する業務経験を有する者が業務に従事することを想定した業務人・時間数を算定するものとなっている。この場合の直接人件費単価は、国土交通省が公表する「設計業務委託等技術者単価」における技術者の職種「技師C」の単価を用いることができるものとする。 2.3 床面積の合計 第2章2.2、4.2、6.2又は7.2における床面積の合計は、設計、工事監理又は耐震診断の対象とする建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条第1項第3号に規定する床面積の合計とする。なお、第2章2.2の算定方法による場合は、	以下同じ。）及び追加業務（工事監理業務共通仕様書第2章2.2に規定する追加業務をいう。以下同じ。）の実施のために必要となる業務人・時間数とする。 （4）複数の棟の設計業務、工事監理業務又は耐震診断業務を委託する場合の業務人・時間数は、原則として、1棟ごとに算定したものを合計するものとする。 （5）やむを得ない事情により設計業務、工事監理業務又は耐震診断業務を分割して委託する場合、分割された各業務に係る業務人・時間数は、設計業務、工事監理業務又は耐震診断業務の全体の業務人・時間数をもとに、分割された各業務の内容に応じて算定する。 （6）複数年度にわたる工事を対象とする設計業務のうち設計意図を正確に伝えるための業務（以下「設計意図伝達業務」という。）及び工事監理業務の各年度の業務人・時間数は、当該工事全体に対するこれらの業務に係る業務人・時間数をもとに、各年度の業務の出来高を勘案して算定する。 2.2 直接人件費単価 直接人件費単価は、業務に従事する技術者の業務能力に応じたものとする。 なお、第2章に示す算定方法は、建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第2項に規定する一級建築士の免許取得後3年未満若しくは同法第2条第3項に規定する二級建築士の免許取得後5年以上8年未満の業務経験を有する者又は大学卒業後5年以上相当の能力を有する者が業務に従事することを想定した業務人・時間数を算定するものとなっている。この場合の直接人件費単価は、国土交通省が公表する「設計業務委託等技術者単価」における技術者の職種「技師C」の単価を用いることができるものとする。 2.3 床面積の合計 第2章2.2、4.2、6.2又は7.2における床面積の合計は、設計、工事監理又は耐震診断の対象とする建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条第1項第3号に規定する床面積の合計とする。なお、第2章2.2の算定方法による場合は、

改定後（R06.3.26）	改定前（H31.1.21）
計画上の床面積の合計を用いることができるものとする。 ２．４ 諸経費率 諸経費率は、１．１を標準とする。ただし、業務人・時間数の算定方法が、第２章４．又は７．による場合の諸経費率は、１．０を標準とする。 ２．５ 技術料等経費率 技術料等経費率は、０．１５を標準とする。ただし、業務人・時間数の算定方法が第２章４．又は７．による場合の技術料等経費率は、０．２を標準とする。 ２．６ 特別経費 特別経費には、契約保証料、<u>行政手数料</u>、公共建築設計者情報システム（以下「<u>P U B D I S</u>」という。）への業務カルテ登録料等が含まれる。 ３． 契約変更の扱い （１）発注者の責めに帰すべき事由により、委託業務の条件若しくは内容に追加又は変更が生じた場合は、所要の業務人・時間数を算定する。 （２）計画上の床面積の合計その他の条件が変更された場合を除き、設計業務の成果図書に基づく床面積の合計又は成果図書の図面枚数と、当初の設計業務等委託料の積算に用いた床面積の合計又は図面枚数との差による業務人・時間数の変更は行わないことができるものとする。 （３）契約変更における設計業務等委託料は、変更対象の業務価格に、原則として「<u>当初の契約金額から消費税等相当額を減じた額を当初予定価格のもととなる業務内訳書記載の業務価格で除した比率</u>」を乗じ、さらに消費税等相当額を加えて得た額とする。<u>ただし、計画通知手続き等に係る行政手数料、P U B D I S への業務カルテ登録料等については、これに乗じないものとする。</u> 第２章 業務人・時間数の算定方法	計画上の床面積の合計を用いることができるものとする。 ２．４ 諸経費率 諸経費率は、１．１を標準とする。ただし、業務人・時間数の算定方法が、第２章４．又は７．による場合の諸経費率は、１．０を標準とする。 ２．５ 技術料等経費率 技術料等経費率は、０．１５を標準とする。ただし、業務人・時間数の算定方法が第２章４．又は７．による場合の技術料等経費率は、０．２を標準とする。 ２．６ 特別経費 特別経費には、契約保証料、公共建築設計者情報システム（<u>P U B D I S</u>）への業務カルテ登録料等が含まれる。 ３． 契約変更の扱い （１）発注者の責めに帰すべき事由により、委託業務の条件若しくは内容に追加又は変更が生じた場合は、所要の業務人・時間数を算定する。 （２）計画上の床面積の合計その他の条件が変更された場合を除き、設計業務の成果図書に基づく床面積の合計又は成果図書の図面枚数と、当初の設計業務等委託料の積算に用いた床面積の合計又は図面枚数との差による業務人・時間数の変更は行わないことができるものとする。 （３）契約変更における設計業務等委託料は、変更対象の業務価格に、原則として当初の契約金額から消費税等相当額を減じた額を当初予定価格のもととなる業務内訳書記載の業務価格で除した比率を乗じ、さらに消費税等相当額を加えて得た額とする。 第２章 業務人・時間数の算定方法

改定後（R06.3.26）	改定前（H31.1.21）
1. 共通 業務人・時間数は、次式により算定する。なお、7. に関しては、一般業務を耐震診断一般業務に、追加業務を耐震診断追加業務にそれぞれ読み替える。 $(\text{業務人} \cdot \text{時間数}) = (\text{一般業務に係る業務人} \cdot \text{時間数}) + (\text{追加業務に係る業務人} \cdot \text{時間数})$ 一般業務に係る業務人・時間数及び追加業務に係る業務人・時間数については、2. から7. に定めるもののうち委託業務の内容等に対応する方法を標準として算定することができる。 2. 設計業務に関する算定方法 1（床面積に基づく算定方法） 2. 1 適用 この算定方法は、設計業務共通仕様書を適用し、建築物の新築工事の設計業務を委託する場合に<u>用いる</u>。 2. 2 一般業務に係る業務人・時間数の算定 (1) 一般業務のすべてを委託する場合の一般業務に係る業務人・時間数の算定 <u>令和6年国土交通省告示第8号（以下「告示8号」という。）別添二第一号から第十二号に掲げる建築物の類型に応じて（イ）又は（ロ）に掲げる算定式により、別表1－1に掲げる係数を用いて算定する。</u> <u>（イ）第一号から第三号、第四号第1類、第四号第2類（床面積の合計が20,000㎡未満又は30,000㎡を超える場合）、第五号、第六号（床面積の合計が20,000㎡未満又は30,000㎡を超える場合）又は第七号から第十二号</u> $A = a \times S^b$ A：業務人・時間数 S：床面積の合計（㎡） <u>（ロ）第四号第2類（床面積の合計が20,000㎡以上30,000㎡以下の場合）又は第六号（床面積の合計が20,000㎡以上30,000㎡以下の場合）</u> $A = a \times S + b$ <u>A：業務人・時間数</u> <u>S：床面積の合計（㎡）</u>	1. 共通 業務人・時間数は、次式により算定する。なお、7. に関しては、一般業務を耐震診断一般業務に、追加業務を耐震診断追加業務にそれぞれ読み替える。 $(\text{業務人} \cdot \text{時間数}) = (\text{一般業務に係る業務人} \cdot \text{時間数}) + (\text{追加業務に係る業務人} \cdot \text{時間数})$ 一般業務に係る業務人・時間数及び追加業務に係る業務人・時間数については、2. から7. に定めるもののうち委託業務の内容等に対応する方法を標準として算定することができる。 2. 設計業務に関する算定方法 1（床面積に基づく算定方法） 2. 1 適用 この算定方法は、設計業務共通仕様書を適用し、建築物の新築工事の設計業務を委託する場合に<u>適用する</u>。 2. 2 一般業務に係る業務人・時間数の算定 (1) 一般業務のすべてを委託する場合の一般業務に係る業務人・時間数の算定 <u>平成31年国土交通省告示第98号（以下「告示98号」という。）別添二第一号から第十二号に掲げる建築物の類型に応じて次式により、別表1－1に掲げる係数を用いて算定する。</u> $A = a \times S^b$ A：業務人・時間数 S：床面積の合計（㎡）

改定後（R06.3.26）	改定前（H31.1.21）
（２）一般業務の一部を委託しない場合の一般業務に係る業務人・時間数の算定 （イ）次式により算定する。ここで、「対象外業務率」とは、契約図書等の定めにより、一般業務の業務内容のうち委託業務の範囲外となる業務がある場合に、当該範囲外となる業務が一般業務をすべて委託する場合の一般業務に係る業務人・時間数に占める割合をいう。 （一般業務の一部を委託しない場合の一般業務に係る業務人・時間数）＝（一般業務をすべて委託する場合の一般業務に係る業務人・時間数）×（１－（対象外業務率）） （ロ）対象外業務率の設定に当たり使用する業務細分率は別表２－２によることができるものとする。 （ハ）対象外業務率の考え方は第３章を参照。 （ニ）設計意図伝達業務を独立して委託する場合の業務人・時間数の算定については、５．を参照。 （３）難易度係数による補正 建築物が告示８号別添三第３項から第５項の各表の（い）建築物の欄に掲げる建築物に該当する場合においては、同表（ろ）設計の欄に掲げる係数をそれぞれ、該当する業務分野の業務人・時間数に乘じることにより補正する。ただし、各表において、（い）建築物の欄に複数該当する場合は、<u>該当する全ての難易度係数を業務人・時間数に乘じることとする。</u> （４）複合建築物の算定方法 異なる２以上の用途に供する建築物で、告示８号別添二に掲げる建築物の種類のうち複数に該当する<u>場合においては、各用途の床面積から算定した業務人・時間数を合算し、別表１－４に掲げる係数（以下、「複合化係数」という。）を乘じることにより算定する。ただし、主たる用途が明らかである場合は、主たる用途の単一用途とみなして業務人・時間数を算定する。</u>	（２）一般業務の一部を委託しない場合の一般業務に係る業務人・時間数の算定 （イ）次式により算定する。ここで、「対象外業務率」とは、契約図書等の定めにより、一般業務の業務内容のうち委託業務の範囲外となる業務がある場合に、当該範囲外となる業務が一般業務をすべて委託する場合の一般業務に係る業務人・時間数に占める割合をいう。 （一般業務の一部を委託しない場合の一般業務に係る業務人・時間数）＝（一般業務をすべて委託する場合の一般業務に係る業務人・時間数）×（１－（対象外業務率）） （ロ）対象外業務率の設定に当たり使用する業務細分率は別表２－２によることができるものとする。 （ハ）対象外業務率の考え方は第３章を参照。 （ニ）設計意図伝達業務を独立して委託する場合の業務人・時間数の算定については、５．を参照。 （３）難易度係数による補正 建築物が告示９８号別添三第３項から第５項の各表の（い）建築物の欄に掲げる建築物の<u>いずれかに</u>該当する場合においては、同表（ろ）設計の欄に掲げる係数をそれぞれ、該当する業務分野の業務人・時間数に乘じることにより補正する。ただし、各表において、（い）建築物の欄に複数該当する場合は、<u>最も適切な難易度係数一つを採用する。</u> （４）複合建築物の算定方法 異なる２以上の用途に供する建築物で、告示９８号別添二に掲げる建築物の種類のうち複数に該当する<u>ものに</u>係る業務人・時間数は、上記（１）から（３）に定める算定方法に準ずる方法により算定することができるものとする。

改定後 (R06.3.26)	改定前 (H31.1.21)
2. 3 追加業務に係る業務人・時間数の算定 業務内容の実情に応じて算定する。 なお、(1)又は(2)に掲げる業務を追加業務とする場合は、それぞれ(1)又は(2)により当該業務に係る業務人・時間数を算定することができるものとする。 (1) 積算業務 成果図書に基づく積算業務として次に掲げる内容の業務を委託する場合は、次式によりこれに係る業務人・時間数を算定する。 ・積算数量算出書の作成 ・単価作成資料の作成 ・見積収集 ・見積検討資料の作成 $(\text{積算業務に係る業務人・時間数}) = (\text{実施設計に係る業務人・時間数}) \times 0.25$ ここで、実施設計に係る業務人・時間数は、一般業務のすべてを委託する場合の一般業務に係る業務人・時間数に、別表2-2に掲げる実施設計に関する業務細分率の合計を乗じたものとし、2.2(3)に定める難易度係数による補正は行わないものとする。 (2) 計画通知又は建築確認申請に関する手続業務 計画通知又は建築確認申請に関する手続業務を追加業務とする場合、構造計算適合性判定に係る手続き及び建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る手続きの有無に応じて、次に掲げるいずれかの業務人・時間数を計上する。 ・構造計算適合性判定及び建築物エネルギー消費性能適合性判定のいずれも必要な場合 32人・時間 ・構造計算適合性判定又は建築物エネルギー消費性能適合性判定のいずれかが必要な場合 24人・時間 ・構造計算適合性判定及び建築物エネルギー消費性能適合性判定のいずれも不要な場合 16人・時間 3. 設計業務に関する算定方法2 (図面目録に基づく算定方法)	2. 3 追加業務に係る業務人・時間数の算定 業務内容の実情に応じて算定する。 なお、(1)又は(2)に掲げる業務を追加業務とする場合は、それぞれ(1)又は(2)により当該業務に係る業務人・時間数を算定することができるものとする。 (1) 積算業務 成果図書に基づく積算業務として次に掲げる内容の業務を委託する場合は、次式によりこれに係る業務人・時間数を算定する。 ・積算数量算出書の作成 ・単価作成資料の作成 ・見積収集 ・見積検討資料の作成 $(\text{積算業務に係る業務人・時間数}) = (\text{実施設計に係る業務人・時間数}) \times 0.2$ ここで、実施設計に係る業務人・時間数は、一般業務のすべてを委託する場合の一般業務に係る業務人・時間数に、別表2-2に掲げる実施設計に関する業務細分率の合計を乗じたものとし、2.2(3)に定める難易度係数による補正は行わないものとする。 (2) 計画通知又は建築確認申請に関する手続業務 計画通知又は建築確認申請に関する手続業務を追加業務とする場合、構造計算適合性判定に係る手続き及び建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る手続きの有無に応じて、次に掲げるいずれかの業務人・時間数を計上する。 ・構造計算適合性判定及び建築物エネルギー消費性能適合性判定のいずれも必要な場合 32人・時間 ・構造計算適合性判定又は建築物エネルギー消費性能適合性判定のいずれかが必要な場合 24人・時間 ・構造計算適合性判定及び建築物エネルギー消費性能適合性判定のいずれも不要な場合 16人・時間 3. 設計業務に関する算定方法2 (図面目録に基づく算定方法)

改定後（R06.3.26）	改定前（H31.1.21）
3. 1 適用 この算定方法は、設計業務共通仕様書を適用して図面目録を作成し、改修工事の設計業務を委託する場合で、一般業務の内容を基本設計の成果に相当する図面等に基づいて行う実施設計とする場合に<u>用いる</u>。 なお、基本設計に該当する業務を含めて委託する場合は、これに係る業務人・時間数を業務内容の実情に応じて別に計上することにより、この算定方法によることができる。 3. 2 一般業務に係る業務人・時間数の算定 （１）一般業務に係る業務人・時間数の算定 一般業務に係る業務人・時間数は、図面目録に掲げられた図面１枚毎に算定した業務人・時間数の合計とし、次式により算定する。ただし、ここで一般業務は、実施設計のみを対象とし、かつ、「建築確認申請に係る関係機関との打合せ」及び「建築確認申請図書の作成」を除いたものとする。なお、改修工事の設計に必要な既存建築物の設計図書を復元するための実測等の調査を実施する必要がある場合は、当該調査に要する業務人・時間数を追加業務に計上する。 （一般業務に係る業務人・時間数）＝Σ（図面１枚毎の業務人・時間数） （２）一般業務に係る図面１枚毎の業務人・時間数の算定 図面１枚（大きさは、841mm×594mm（Ａ１判）とする。）毎の作成に必要となる業務人・時間数は、建築改修工事分については（イ）、設備改修工事分については（ロ）に掲げる算定式により算定する。算定式中の図面１枚毎の換算図面枚数については、（３）により算定する。 （イ）建築改修工事分の設計に必要となる図面１枚毎の業務人・時間数 （業務人・時間数）＝<u>13.567</u>×（図面１枚毎の換算図面枚数） （ロ）設備改修工事分の設計に必要となる図面１枚毎の業務人・時間数 （業務人・時間数）＝<u>10.233</u>×（図面１枚毎の換算図面枚数） （３）図面１枚毎の換算図面枚数の算定 （イ）（２）に掲げる式における「図面１枚毎の換算図面枚数」は、図面目録に掲げ	3. 1 適用 この算定方法は、設計業務共通仕様書を適用して図面目録を作成し、改修工事の設計業務を委託する場合で、一般業務の内容を基本設計の成果に相当する図面等に基づいて行う実施設計とする場合に<u>適用する</u>。 なお、基本設計に該当する業務を含めて委託する場合は、これに係る業務人・時間数を業務内容の実情に応じて別に計上することにより、この算定方法によることができる。 3. 2 一般業務に係る業務人・時間数の算定 （１）一般業務に係る業務人・時間数の算定 一般業務に係る業務人・時間数は、図面目録に掲げられた図面１枚毎に算定した業務人・時間数の合計とし、次式により算定する。ただし、ここで一般業務は、実施設計のみを対象とし、かつ、「建築確認申請に係る関係機関との打合せ」及び「建築確認申請図書の作成」を除いたものとする。なお、改修工事の設計に必要な既存建築物の設計図書を復元するための実測等の調査を実施する必要がある場合は、当該調査に要する業務人・時間数を追加業務に計上する。 （一般業務に係る業務人・時間数）＝Σ（図面１枚毎の業務人・時間数） （２）一般業務に係る図面１枚毎の業務人・時間数の算定 図面１枚（大きさは、841mm×594mm（Ａ１判）とする。）毎の作成に必要となる業務人・時間数は、建築改修工事分については（イ）、設備改修工事分については（ロ）に掲げる算定式により算定する。算定式中の図面１枚毎の換算図面枚数については、（３）により算定する。 （イ）建築改修工事分の設計に必要となる図面１枚毎の業務人・時間数 （業務人・時間数）＝<u>12.540</u>×（図面１枚毎の換算図面枚数） （ロ）設備改修工事分の設計に必要となる図面１枚毎の業務人・時間数 （業務人・時間数）＝<u>9.357</u>×（図面１枚毎の換算図面枚数） （３）図面１枚毎の換算図面枚数の算定 （イ）（２）に掲げる式における「図面１枚毎の換算図面枚数」は、図面目録に掲げ

改定後（R06.3.26）	改定前（H31.1.21）
られた図面 1 枚毎に、次式により算定する。ただし、平均的な改修工事の設計と比較して難易度に著しく差が生じる場合は、実情に応じて補正することができるものとする。 （図面 1 枚毎の換算図面枚数）＝ 1 × （複雑度） ×（C A D データの提供等により業務量低減が図られる場合の影響度） （ロ）（イ）に掲げる式における「複雑度」に係る係数は、別表 2－1 により設定することができるものとする。なお、「複雑度」に係る係数は、<u>実施設計図書の作成に必要な検討、各種計算、発注者との協議、書式の有無等を含めた実施設計図書の作成業務に係る業務人・時間数の補正を行うための係数であり、改修工事の設計に係る平均的な一般図の作成に係る複雑さを「標準」とした場合の複雑さの度合いであることを踏まえた上で、別表 2－1 によりがたい場合は、実情に応じて設定することができるものとする。</u> （ハ）（イ）に掲げる式における「C A D データの提供等により業務量低減が図られる場合の影響度」に係る係数は、発注者が既存図面の C A D データ等を受注者に提供し、その利用によって設計図書の作成に係る業務人・時間数が低減する場合、0 から 1 の範囲で、実情に応じて図面 1 枚毎に設定することができるものとする。	られた図面 1 枚毎に、次式により算定する。ただし、平均的な改修工事の設計と比較して難易度に著しく差が生じる場合は、実情に応じて補正することができるものとする。 （図面 1 枚毎の換算図面枚数）＝ 1 × （複雑度） ×（C A D データの提供等により業務量低減が図られる場合の影響度） （ロ）（イ）に掲げる式における「複雑度」は、別表 2－1 により設定することができるものとする。 （ハ）（イ）に掲げる式における「C A D データの提供等により業務量低減が図られる場合の影響度」は、発注者が既存図面の C A D データ、<u>書式の電子データ等</u>を受注者に提供し、その利用によって設計図書の作成に係る業務人・時間数が低減する場合、<u>その影響度を</u>、0 から 1 の範囲で、実情に応じて図面 1 枚毎に設定することができるものとする。
3. 3 追加業務に係る業務人・時間数の算定 2. 3 に準じ、業務内容の実情に応じて算定する。 なお、成果図書に基づく積算業務として次に掲げる内容の業務を委託する場合は、次式によりこれに係る業務人・時間数を算定する。 ・積算数量算出書の作成 ・単価作成資料の作成 ・見積収集 ・見積検討資料の作成 （積算業務に係る業務人・時間数）＝<u>（実施設計に係る業務人・時間数）× 0. 2 1</u> ここで、実施設計に係る業務人・時間数は、3. 2 により「C A D データの提供等に	3. 3 追加業務に係る業務人・時間数の算定 2. 3 に準じ、業務内容の実情に応じて算定する。 なお、成果図書に基づく積算業務として次に掲げる内容の業務を委託する場合は、次式によりこれに係る業務人・時間数を算定する。 ・積算数量算出書の作成 ・単価作成資料の作成 ・見積収集 ・見積検討資料の作成 （積算業務に係る業務人・時間数）＝<u>0. 8 8 7 2 ×（実施設計に係る業務人・時間数）^{0. 7 9 6}</u>

改定後（R06.3.26）	改定前（H31.1.21）
より業務量低減が図られる場合の影響度」を１．０として算定した一般業務に係る業務人・時間数とする。 ４．耐震改修設計業務に関する算定方法（床面積に基づく算定方法） ４．１ 適用 この算定方法は、設計業務共通仕様書を適用し、床面積の合計が別表１－２に掲げる建築物の構造耐力上主要な部分の耐震改修（建築物の耐震改修の促進に関する法律第２条第２項に規定する耐震改修をいう。）に係る設計の基本設計及び実施設計に関する業務を、耐震診断業務を行った建築士事務所等に委託する場合で、業務人・時間数を算定する場合に用いる。 なお、他の建築士事務所等が行った耐震診断の結果を用いて耐震改修設計業務を行う場合は、当該要因に係る追加業務を設定し、これに係る業務人・時間数を計上することによりこの算定方法によることができるものとする。 ４．２ 一般業務に係る業務人・時間数の算定 別表１－２に掲げる算定式により算定する。ただし、ここで一般業務は、構造に係る基本設計及び実施設計のみを対象とし、かつ、「建築確認申請図書の作成」を除いたものとする。<u>また、上記算定式は、鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物を算定する場合に用いる。</u> ４．３ 追加業務に係る業務人・時間数の算定 ３．３に準じ、業務内容の実情に応じて算定する。 なお、４．２の方法で算定される業務人・時間数には、基本設計及び実施設計に係る業務人・時間数が含まれるので、３．３の算定方法により積算業務に係る業務人・時間数を算定する場合は、業務の実情に応じて実施設計のみに係る業務人・時間数を算定のうえ算定する。 ５．設計意図伝達業務に関する算定方法 ５．１ 適用	ここで、実施設計に係る業務人・時間数は、３．２により「ＣＡＤデータの提供等により業務量低減が図られる場合の影響度」を１．０として算定した一般業務に係る業務人・時間数とする。 ４．耐震改修設計業務に関する算定方法（床面積に基づく算定方法） ４．１ 適用 この算定方法は、設計業務共通仕様書を適用し、床面積の合計が別表１－２に掲げる建築物の構造耐力上主要な部分の耐震改修（建築物の耐震改修の促進に関する法律第２条第２項に規定する耐震改修をいう。）に係る設計の<u>一般業務のうち基本設計及び実施設計に関する業務を</u>、耐震診断業務を行った建築士事務所等に委託する場合で、<u>構造に係る業務人・時間数を算定する場合に適用する。</u> なお、他の建築士事務所等が行った耐震診断の結果を用いて耐震改修設計業務を行う場合は、当該要因に係る追加業務を設定し、これに係る業務人・時間数を計上することによりこの算定方法によることができるものとする。 ４．２ 一般業務に係る業務人・時間数の算定 別表１－２に掲げる算定式により算定する。ただし、ここで一般業務は、構造に係る基本設計及び実施設計のみを対象とし、かつ、「建築確認申請図書の作成」を除いたものとする。 ４．３ 追加業務に係る業務人・時間数の算定 ３．３に準じ、業務内容の実情に応じて算定する。 なお、４．２の方法で算定される業務人・時間数には、基本設計及び実施設計に係る業務人・時間数が含まれるので、３．３の算定方法により積算業務に係る業務人・時間数を算定する場合は、業務の実情に応じて実施設計のみに係る業務人・時間数を算定のうえ算定する。 ５．設計意図伝達業務に関する算定方法 ５．１ 適用

改定後（R06.3.26）	改定前（H31.1.21）
この算定方法は、設計業務の受注者に、当該設計業務の対象である工事に係る設計意図伝達業務を委託する場合に <u>用いる</u> 。	この算定方法は、設計業務の受注者に、当該設計業務の対象である工事に係る設計意図伝達業務を委託する場合に <u>適用する</u> 。
5. 2 業務人・時間数の算定 （１）設計意図伝達業務に係る業務人・時間数は、契約図書等に定められた業務内容に基づき算定する。 （２）（１）によるほか、２．の算定方法を用いる場合は、別表２－２に掲げる基本設計に関する業務細分率及び実施設計に関する業務細分率を用いて対象外業務率を設定し、一般業務に係る業務人・時間数を算定するとともに、業務内容の実情に応じて追加業務に係る業務人・時間数を算定する。	5. 2 業務人・時間数の算定 （１）設計意図伝達業務に係る業務人・時間数は、契約図書等に定められた業務内容に基づき算定する。 （２）（１）によるほか、２．の算定方法を用いる場合は、別表２－２に掲げる基本設計に関する業務細分率及び実施設計に関する業務細分率を用いて対象外業務率を設定し、一般業務に係る業務人・時間数を算定するとともに、業務内容の実情に応じて追加業務に係る業務人・時間数を算定する。
6. 工事監理業務に関する算定方法 6. 1 適用 この算定方法は、工事監理業務共通仕様書を適用し、工事監理業務を委託する場合に<u>用いる</u>。	6. 工事監理業務に関する算定方法 6. 1 適用 この算定方法は、工事監理業務共通仕様書を適用し、工事監理業務を委託する場合に<u>適用する</u>。
6. 2 新築工事の工事監理業務の一般業務に係る業務人・時間数の算定 （１）一般業務に係る業務人・時間数の算定 一般業務に係る業務人・時間数は、次式により算定する。 $(\text{一般業務に係る業務人・時間数}) = (\text{一般業務をすべて委託する場合の一般業務に係る業務人・時間数}) \times (1 - (\text{対象外業務率}))$ ここで、一般業務をすべて委託する場合の一般業務に係る業務人・時間数は、<u>告示 8 号別添二第一号から第十二号に掲げる建築物の類型に応じて（イ）又は（ロ）に掲げる算定式により、別表 1－1 に掲げる係数を用いて算定する。</u> <u>（イ）第一号から第三号、第四号第 1 類、第四号第 2 類（床面積の合計が 20,000 m²未満又は 30,000 m²を超える場合）、第五号、第六号（床面積の合計が 20,000 m²未満又は 30,000 m²を超える場合）又は第七号から第十二号</u> $A = a \times S^b$ A：業務人・時間数	6. 2 新築工事の工事監理業務の一般業務に係る業務人・時間数の算定 （１）一般業務に係る業務人・時間数の算定 （イ）一般業務に係る業務人・時間数は、次式により算定する。 $(\text{一般業務に係る業務人・時間数}) = (\text{一般業務をすべて委託する場合の一般業務に係る業務人・時間数}) \times (1 - (\text{対象外業務率}))$ ここで、一般業務をすべて委託する場合の一般業務に係る業務人・時間数は、<u>告示 9 8 号別添二第一号から第十二号に掲げる建築物の類型に応じて次式により、別表 1－1 に掲げる係数を用いて算定する。</u> $A = a \times S^b$ A：業務人・時間数 S：床面積の合計（m²） <u>また、「対象外業務率」とは、会計法（昭和 2 2 年法律第 3 5 号）に基づく監督業務の一部として発注者が行う業務を含め、契約図書等の定めにより、一般業務の</u>

改定後（R06.3.26）	改定前（H31.1.21）
S：床面積の合計（㎡） <u>（ロ）第四号第2類（床面積の合計が20,000㎡以上30,000㎡以下の場合）又は第六号（床面積の合計が20,000㎡以上30,000㎡以下の場合）</u> <u>A = a × S + b</u> <u>A：業務人・時間数</u> <u>S：床面積の合計（㎡）</u> <u>（ハ）「対象外業務率」とは、会計法（昭和22年法律第35号）に基づく監督業務の一部として発注者が行う業務を含め、契約図書等の定めにより、一般業務の業務内容のうち委託業務の範囲外となる業務がある場合に、当該範囲外となる業務が一般業務をすべて委託する場合の一般業務に係る業務人・時間数に占める割合をいう。</u> <u>（二）対象外業務率の考え方は第3章を参照。</u> （2）難易度係数による補正 建築物が<u>告示8号別添三第3項から第5項の各表の（い）建築物の欄に掲げる建築物に該当する場合においては、同表（は）工事監理等の欄に掲げる係数をそれぞれ、該当する業務分野の業務人・時間数に乘じることにより補正する。ただし、各表において、（い）建築物の欄に複数該当する場合は、<u>該当する全ての難易度係数を業務人・時間数に乘じることとする。</u></u> （3）複合建築物の算定方法 異なる2以上の用途に供する建築物で、<u>告示8号別添二</u>に掲げる建築物の種類のうち複数に該当する<u>場合においては、各用途の床面積から算定した業務人・時間数を合算し、別表1－4に掲げる複合化係数を乗じることにより算定する。ただし、主たる用途が明らかである場合は、主たる用途の単一用途とみなして業務人・時間数を算定する。</u> 6. 3 改修工事の工事監理業務の一般業務に係る業務人・時間数の算定 一般業務に係る業務人・時間数は、契約図書等に定められた業務内容に基づき、工期、改修工事の内容（工事種目、工種数等）、規模（対象面積・階数等）、施工条件（入居	業務内容のうち委託業務の範囲外となる業務がある場合に、当該範囲外となる業務が一般業務をすべて委託する場合の一般業務に係る業務人・時間数に占める割合とする。 <u>（ロ）対象外業務率の考え方は第3章を参照。</u> （2）難易度係数による補正 建築物が<u>告示98号別添三第4項及び第5項の各表の（い）建築物の欄に掲げる建築物のいずれかに該当する場合においては、同表（は）工事監理等の欄に掲げる係数をそれぞれ、該当する業務分野の業務人・時間数に乘じることにより補正する。ただし、各表において、（い）建築物の欄に複数該当する場合は、<u>最も適切な難易度係数一つを採用する。</u></u> （3）複合建築物の算定方法 異なる2以上の用途に供する建築物で、<u>告示98号別添二</u>に掲げる建築物の種類のうち複数に該当するものに係る業務人・時間数は、<u>上記（1）から（3）に定める算定方法に準ずる方法により算定することができるものとする。</u> 6. 3 改修工事の工事監理業務の一般業務に係る業務人・時間数の算定 一般業務に係る業務人・時間数は、契約図書等に定められた業務内容に基づき、工期、改修工事の内容（工事種目、工種数等）、規模（対象面積・階数等）、施工条件（入居

改定後（R06.3.26）	改定前（H31.1.21）
者の有無、作業時間の制約等）等の条件を勘案して算定する。 6. 4 追加業務に係る業務人・時間数の算定 業務内容の実情に応じて算定する。 なお、新築工事の工事監理業務において、完成図の確認を追加業務とする場合は、<u>次式によりこれに係る業務人・時間数を算定することができるものとする。</u> $(\text{業務人} \cdot \text{時間数}) = (\text{工事監理業務に係る業務人} \cdot \text{時間数}) \times 0.02$ ここで、工事監理業務に係る業務人・時間数は、一般業務に係る業務人・時間数とし、6. 2（2）に定める難易度係数による補正は行わないものとする。 7. 耐震診断業務に関する算定方法 7. 1 適用 この算定方法は、床面積の合計が別表 1－3 に掲げられた建築物の耐震診断一般業務のすべてを委託する場合に<u>用いる。</u> 7. 2 耐震診断一般業務に係る業務人・時間数の算定 耐震診断一般業務に係る業務人・時間数は、別表 1－3 に掲げる算定式により算定する。<u>なお、上記算定式は、鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物を算定する場合に用いる。</u> 7. 3 耐震診断追加業務に係る業務人・時間数の算定 業務内容の実情に応じて算定する。 第 3 章 対象外業務率の考え方	者の有無、作業時間の制約等）等の条件を勘案して算定する。 6. 4 追加業務に係る業務人・時間数の算定 業務内容の実情に応じて算定する。 なお、新築工事の工事監理業務において、完成図の確認を追加業務とする場合の<u>業務人・時間数は、建築工事分（総合及び構造の合計）については（イ）、設備工事分については（ロ）により算定することができるものとする。</u> <u>（イ）建築工事における完成図の確認に係る業務人・時間数</u> $(\text{業務人} \cdot \text{時間数}) = 0.0393 \times (\text{工事監理業務に係る業務人} \cdot \text{時間数})^{0.8718}$ <u>（ロ）設備工事における完成図の確認に係る業務人・時間数</u> $(\text{業務人} \cdot \text{時間数}) = (\text{工事監理業務に係る業務人} \cdot \text{時間数}) \times 0.008$ ここで、工事監理業務に係る業務人・時間数は、一般業務に係る業務人・時間数とし、6. 2（2）に定める難易度係数による補正は行わないものとする。 7. 耐震診断業務に関する算定方法 7. 1 適用 この算定方法は、床面積の合計が別表 1－3 に掲げられた建築物の耐震診断一般業務のすべてを委託する場合に<u>適用する。</u> 7. 2 耐震診断一般業務に係る業務人・時間数の算定 耐震診断一般業務に係る業務人・時間数は、別表 1－3 に掲げる算定式により算定する。 7. 3 耐震診断追加業務に係る業務人・時間数の算定 業務内容の実情に応じて算定する。 第 3 章 対象外業務率の考え方

改定後（R06.3.26）	改定前（H31.1.21）
１．対象外業務率を設定できる条件 １．１ 設計業務の対象外業務率 対象外業務率は、一般業務の業務内容のうち委託業務の範囲外となる業務があることについて契約図書等に定めがある場合に限り、２．１に定めるところにより設定することができるものとする。 １．２ 工事監理業務の対象外業務率 対象外業務率は、会計法に基づく監督業務の一部として発注者が行う業務を含め、一般業務の業務内容のうち委託業務の範囲外となる業務があることについて契約図書等に定めがある場合に限り、２．２に定めるところにより設定することができるものとする。 ２．対象外業務率の設定の考え方 ２．１ 設計業務の対象外業務率(第２章２．の算定方法による場合) 契約図書等の定めに基づき、別表２－２に掲げる業務内容の項目毎に委託業務の範囲外となる業務が一般業務をすべて委託する場合の業務人・時間数に占める割合（以下「項目別対象外業務率」という。）を、０を超え１．０以下の範囲で設定し、それに基づき業務全体の対象外業務率を設定することができるものとする。 ２．２ 工事監理業務の対象外業務率(第２章６．の算定方法による場合) 契約図書等の定めに基づき、別表２－３に掲げる業務内容の項目毎に項目別対象外業務率を、<u> </u> ０を超え１．０以下の範囲で設定し、それに基づき業務全体の対象外業務率を設定することができる。 ただし、工事監理業務共通仕様書を適用する場合に、別表２－３に掲げる業務内容の項目に関して標準的に委託業務の範囲外となる業務内容の項目は（１）、<u>標準的に一部が委託業務の範囲外となる業務内容の項目は（２）</u>に掲げるとおりであり、業務全体の対象外業務率を、別表２－４に掲げる標準的な対象外業務細分率を用いて設定することができるものとする。 （１）標準的に委託業務の範囲外となる業務内容の項目	１．対象外業務率を設定できる条件 １．１ 設計業務の対象外業務率 対象外業務率は、一般業務の業務内容のうち委託業務の範囲外となる業務があることについて契約図書等に定めがある場合に限り、２．１に定めるところにより設定することができるものとする。 １．２ 工事監理業務の対象外業務率 対象外業務率は、会計法に基づく監督業務の一部として発注者が行う業務を含め、一般業務の業務内容のうち委託業務の範囲外となる業務があることについて契約図書等に定めがある場合に限り、２．２に定めるところにより設定することができるものとする。 ２．対象外業務率の設定の考え方 ２．１ 設計業務の対象外業務率(第２章２．の算定方法による場合) 契約図書等の定めに基づき、別表２－２に掲げる業務内容の項目毎に委託業務の範囲外となる業務が一般業務をすべて委託する場合の業務人・時間数に占める割合（以下「項目別対象外業務率」という。）を、０を超え１．０以下の範囲で設定し、それに基づき業務全体の対象外業務率を設定することができるものとする。 ２．２ 工事監理業務の対象外業務率(第２章６．の算定方法による場合) 契約図書等の定めに基づき、別表２－３に掲げる業務内容の項目毎に項目別対象外業務率を０を超え１．０以下の範囲で設定し、それに基づき業務全体の対象外業務率を設定することができる。 ただし、工事監理業務共通仕様書を適用する場合に、別表２－３に掲げる業務内容の項目に関して標準的に委託業務の範囲外となる業務は、<u> </u>（１）<u>及び</u>（２）に掲げるとおりであり、業務全体の対象外業務率を、別表２－４に掲げる標準的な対象外業務細分率を用いて設定することができるものとする。 （１）標準的に委託業務の範囲外となる業務内容の項目

改定後（R06. 3. 26）										改定前（H31. 1. 21）											
・ 請負代金内訳書の検討及び報告 ・ 工事請負契約の目的物の引渡しの立会い ・ 工事期間中の工事費支払い請求の審査 ・ 最終支払い請求の審査										・ 請負代金内訳書の検討及び報告 ・ 工事請負契約の目的物の引渡しの立会い ・ 工事期間中の工事費支払い請求の審査 ・ 最終支払い請求の審査											
（２）標準的に一部が委託業務の対象外となる業務内容の項目 ・ 「設計図書の内容の把握」及び「質疑書の検討」のうちの「設計者への確認」及び「工事施工者への通知」 ・ 「工事と設計図書との照合及び確認の結果報告等」のうちの「工事施工者との協議」 ・ 「工事と工事請負契約との照合、確認、報告」のうちの「工事施工者に対する是正の指示」 ・ 「工事請負契約に定められた指示、検査等」のうちの「指示」、「検査」、「承認」及び「助言」 ・ 「関係機関の検査の立ち会い等」のうち建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）に基づく検査書類の作成等										（２）標準的に一部が委託業務の対象外となる業務内容の項目 ・ 「設計図書の内容の把握」及び「質疑書の検討」のうちの「設計者への確認」及び「工事施工者への通知」 ・ 「工事と設計図書との照合及び確認の結果報告等」のうちの「工事施工者との協議」 ・ 「工事と工事請負契約との照合、確認、報告」のうちの「工事施工者に対する是正の指示」 ・ 「工事請負契約に定められた指示、検査等」のうちの「指示」、「検査」、「承認」及び「助言」 ・ 「関係機関の検査の立ち会い等」のうち建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）に基づく検査書類の作成等											
別表 1-1 建築物の類型による一般業務に係る標準業務人・時間数の算定に係る係数																					
建築物の 類型	建築物 の用途 等	適用規模	一般業務に係る業務人・時間数の算定に係る係数								建築物の 類型	建築物 の用途 等	適用規模	一般業務に係る業務人・時間数の算出に係る係数							
			設計			工事監理								設計			工事監理				
			総合	構造	設備	総合	構造	設備	総合					構造	設備	総合	構造	設備			
第一号	第１類	$100\text{ m}^2 \leq S \leq 100,000\text{ m}^2$	係数 a	27.3837	5.0069	5.2655	4.2470	0.4091	0.5424	第一号	第１類	$130\text{ m}^2 \leq S \leq 67,000\text{ m}^2$	係数 a	14.409	2.0738	1.3217	2.1100	0.0675	0.6924		
		係数 b	0.4606	0.5846	0.5323	0.5751	0.7406	0.6827			係数 b	0.5092	0.6528	0.6565	0.6290	0.8629	0.6061				
	第２類	$3,200\text{ m}^2 \leq S \leq 100,000\text{ m}^2$	係数 a	3.9616	0.6712	0.4393	1.8563	0.0177	0.1138		第２類	$3,200\text{ m}^2 \leq S \leq 100,000\text{ m}^2$	係数 a	3.9616	0.6712	0.4393	1.8563	0.0177	0.1138		
		係数 b	0.7560	0.8200	0.8394	0.7387	1.0439	0.8805			係数 b	0.7560	0.8200	0.8394	0.7387	1.0439	0.8805				
第二号	第１類	$100\text{ m}^2 \leq S \leq 75,000\text{ m}^2$	係数 a	28.1322	5.2388	3.5512	8.9383	3.3898	2.4378	第二号	第１類	$100\text{ m}^2 \leq S \leq 100,000\text{ m}^2$	係数 a	1.7919	1.5395	0.4703	1.5843	0.2141	0.2656		
		係数 b	0.5313	0.6278	0.6567	0.5535	0.5418	0.5934			係数 b	0.8211	0.7414	0.8876	0.7433	0.7621	0.7982				
	第２類	$100\text{ m}^2 \leq S \leq 75,000\text{ m}^2$	係数 a	40.7832	7.7623	5.9625	11.5599	3.3898	3.1226		第２類	$430\text{ m}^2 \leq S \leq 39,000\text{ m}^2$	係数 a	9.6061	2.6989	1.4421	1.5843	1.5924	1.7281		
		係数 b	0.5313	0.6278	0.6567	0.5535	0.5418	0.5934			係数 b	0.7027	0.7242	0.8321	0.7433	0.6055	0.6631				
第三号	第１類	$340\text{ m}^2 \leq S \leq 10,000\text{ m}^2$	係数 a	2.0338	2.8137	2.1955	0.9646	1.1854	0.6952	第三号	第１類	$340\text{ m}^2 \leq S \leq 10,000\text{ m}^2$	係数 a	2.0338	2.8137	2.1955	0.9646	1.1854	0.6952		
		係数 b	0.9273	0.7491	0.7979	0.9113	0.6704	0.8504			係数 b	0.9273	0.7491	0.7979	0.9113	0.6704	0.8504				
	第２類	$3,500\text{ m}^2 \leq S \leq 49,000\text{ m}^2$	係数 a	18.156	0.8372	8.6959	0.9646	1.1854	0.6952		第２類	$3,500\text{ m}^2 \leq S \leq 49,000\text{ m}^2$	係数 a	18.156	0.8372	8.6959	0.9646	1.1854	0.6952		
		係数 b	0.7264	0.9010	0.6898	0.9113	0.6704	0.8504			係数 b	0.7264	0.9010	0.6898	0.9113	0.6704	0.8504				
第四号	第１類	$100\text{ m}^2 \leq S \leq 50,000\text{ m}^2$	係数 a	2.6180	2.1405	0.2144	4.7279	1.0242	0.4045	第四号	第１類	$100\text{ m}^2 \leq S \leq 48,000\text{ m}^2$	係数 a	1.3922	1.1125	0.7941	0.8301	0.3220	0.2062		
		係数 b	0.8833	0.7672	1.0615	0.6929	0.6875	0.8741			係数 b	0.9559	0.8297	0.9166	0.8679	0.7929	0.9201				
	第２類		係数 a	4.2525	2.7775	0.3436	6.9500	1.4312	0.4045		第２類		係数 a	10.949	3.9794	0.7941	4.2100	1.4033	0.2062		

改定後（R06.3.26）										改定前（H31.1.21）									
		$300\text{ m}^2 \leq S < 20,000\text{ m}^2$	係数 b	<u>0.8833</u>	<u>0.7672</u>	<u>1.0615</u>	<u>0.6929</u>	<u>0.6875</u>	<u>0.8741</u>			$390\text{ m}^2 \leq S \leq 100,000\text{ m}^2$	係数 b	<u>0.7691</u>	<u>0.7147</u>	<u>0.9166</u>	<u>0.7365</u>	<u>0.6720</u>	<u>0.9201</u>
		$20,000\text{ m}^2 \leq S \leq 30,000\text{ m}^2$	係数 a	<u>0.8535</u>	<u>0.1100</u>	<u>0.1095</u>	<u>0.2342</u>	<u>0.0293</u>	<u>0.0521</u>			$100\text{ m}^2 \leq S \leq 23,000\text{ m}^2$	係数 a	<u>5.9513</u>	<u>0.8797</u>	<u>0.4473</u>	<u>0.5563</u>	<u>0.2265</u>	<u>0.1052</u>
		$30,000\text{ m}^2 \leq S \leq 30,000\text{ m}^2$ ※ $A=a \times S+b$	係数 b	<u>9705.8</u>	<u>3339.0</u>	<u>10446.0</u>	<u>1956.4</u>	<u>710.9</u>	<u>1283.4</u>			$1500\text{ m}^2 \leq S \leq 80,000\text{ m}^2$	係数 b	<u>0.7125</u>	<u>0.8008</u>	<u>0.9265</u>	<u>0.9122</u>	<u>0.7880</u>	<u>0.9223</u>
		$30,000\text{ m}^2 < S \leq 100,000\text{ m}^2$	係数 a	<u>4.7045</u>	<u>3.6050</u>	<u>0.5510</u>	<u>6.3506</u>	<u>1.5737</u>	<u>0.5524</u>				係数 a	<u>16.474</u>	<u>4.1938</u>	<u>0.4473</u>	<u>0.5563</u>	<u>0.2265</u>	<u>1.7890</u>
第五号	第1類	$100\text{ m}^2 \leq S \leq 23,000\text{ m}^2$	係数 b	<u>0.8656</u>	<u>0.7293</u>	<u>0.9820</u>	<u>0.7037</u>	<u>0.6710</u>	<u>0.8291</u>	第六号	第1類	$190\text{ m}^2 \leq S \leq 93,000\text{ m}^2$	係数 b	<u>1.7686</u>	<u>0.3925</u>	<u>0.3359</u>	<u>0.4088</u>	<u>0.0934</u>	<u>0.0915</u>
	第2類	$1500\text{ m}^2 \leq S \leq 80,000\text{ m}^2$	係数 a	<u>5.9513</u>	<u>0.8797</u>	<u>0.4473</u>	<u>0.5563</u>	<u>0.2265</u>	<u>0.1052</u>		第1類		係数 b	<u>0.9108</u>	<u>0.9631</u>	<u>0.9892</u>	<u>0.9379</u>	<u>0.9762</u>	<u>0.9822</u>
第六号	第1類	$100\text{ m}^2 \leq S < 20,000\text{ m}^2$	係数 a	<u>5.9513</u>	<u>0.8797</u>	<u>0.4473</u>	<u>0.5563</u>	<u>0.2265</u>	<u>0.1052</u>	第七号	第1類	$100\text{ m}^2 \leq S \leq 35,000\text{ m}^2$	係数 a	<u>3.4519</u>	<u>1.0775</u>	<u>1.2988</u>	<u>1.0661</u>	<u>0.1855</u>	<u>0.3565</u>
		$20,000\text{ m}^2 \leq S \leq 30,000\text{ m}^2$	係数 b	<u>0.7125</u>	<u>0.8008</u>	<u>0.9265</u>	<u>0.9122</u>	<u>0.7880</u>	<u>0.9223</u>		第1類		係数 b	<u>0.8964</u>	<u>0.8682</u>	<u>0.8868</u>	<u>0.8967</u>	<u>0.9223</u>	<u>0.9028</u>
		$30,000\text{ m}^2 \leq S \leq 30,000\text{ m}^2$ ※ $A=a \times S+b$	係数 a	<u>0.7472</u>	<u>0.2100</u>	<u>0.2283</u>	<u>0.1250</u>	<u>0.0383</u>	<u>0.0802</u>	第八号	第1類	$1,400\text{ m}^2 \leq S \leq 62,000\text{ m}^2$	係数 a	<u>8.8042</u>	<u>6.9841</u>	<u>3.2411</u>	<u>2.1103</u>	<u>1.0055</u>	<u>1.7085</u>
		$30,000\text{ m}^2 < S \leq 100,000\text{ m}^2$	係数 b	<u>-4402.1</u>	<u>193.9</u>	<u>-307.0</u>	<u>1866.9</u>	<u>784.5</u>	<u>416.0</u>		第2類	$910\text{ m}^2 \leq S \leq 33,000\text{ m}^2$	係数 b	<u>27.977</u>	<u>5.4957</u>	<u>10.760</u>	<u>6.2629</u>	<u>0.6661</u>	<u>2.4718</u>
			係数 a	<u>3.5691</u>	<u>1.6013</u>	<u>0.5041</u>	<u>4.3181</u>	<u>0.3271</u>	<u>0.3053</u>	第九号	第1類	$790\text{ m}^2 \leq S \leq 9,500\text{ m}^2$	係数 a	<u>2.9222</u>	<u>1.0259</u>	<u>0.6062</u>	<u>0.6105</u>	<u>0.1885</u>	<u>0.1538</u>
			係数 b	<u>0.8271</u>	<u>0.8059</u>	<u>0.9187</u>	<u>0.6956</u>	<u>0.8424</u>	<u>0.8858</u>		第2類	$4,400\text{ m}^2 \leq S \leq 46,000\text{ m}^2$	係数 b	<u>0.8921</u>	<u>0.8371</u>	<u>0.9712</u>	<u>0.9422</u>	<u>0.8822</u>	<u>0.9713</u>
第七号	第1類	$100\text{ m}^2 \leq S \leq 15,000\text{ m}^2$	係数 a	<u>9.8576</u>	<u>3.2695</u>	<u>4.4473</u>	<u>22.6387</u>	<u>1.6641</u>	<u>1.3704</u>	第十号	第1類	$260\text{ m}^2 \leq S \leq 13,000\text{ m}^2$	係数 a	<u>8.6230</u>	<u>2.6875</u>	<u>1.8553</u>	<u>1.3190</u>	<u>0.1256</u>	<u>0.2241</u>
	第1類	$200\text{ m}^2 \leq S \leq 50,000\text{ m}^2$	係数 b	<u>0.7620</u>	<u>0.7379</u>	<u>0.7317</u>	<u>0.5313</u>	<u>0.6591</u>	<u>0.7789</u>		第2類	$4,200\text{ m}^2 \leq S \leq 100,000\text{ m}^2$	係数 b	<u>0.7706</u>	<u>0.7150</u>	<u>0.8269</u>	<u>0.8441</u>	<u>0.9073</u>	<u>0.9121</u>
第八号	第1類	$750\text{ m}^2 \leq S \leq 50,000\text{ m}^2$	係数 a	<u>11.7127</u>	<u>3.0002</u>	<u>6.6791</u>	<u>4.1616</u>	<u>1.9885</u>	<u>1.3362</u>	第十一号	第1類	$140\text{ m}^2 \leq S \leq 17,000\text{ m}^2$	係数 a	<u>10.703</u>	<u>12.060</u>	<u>1.8553</u>	<u>1.3190</u>	<u>1.6561</u>	<u>0.2241</u>
	第2類	$50,000\text{ m}^2 \leq S \leq 50,000\text{ m}^2$	係数 b	<u>0.7628</u>	<u>0.7322</u>	<u>0.6989</u>	<u>0.7296</u>	<u>0.6310</u>	<u>0.7369</u>				係数 b	<u>0.7578</u>	<u>0.5793</u>	<u>0.8269</u>	<u>0.8441</u>	<u>0.6404</u>	<u>0.9121</u>
第九号	第1類	$200\text{ m}^2 \leq S \leq 15,000\text{ m}^2$	係数 a	<u>12.3779</u>	<u>4.4667</u>	<u>7.7544</u>	<u>4.1616</u>	<u>2.7429</u>	<u>1.5771</u>	第十二号	第1類	$100\text{ m}^2 \leq S \leq 6,400\text{ m}^2$	係数 a	<u>1.6720</u>	<u>0.3801</u>	<u>0.3274</u>	<u>2.2861</u>	<u>0.1765</u>	<u>0.1260</u>
	第2類	$4,400\text{ m}^2 \leq S \leq 46,000\text{ m}^2$	係数 b	<u>0.7628</u>	<u>0.7322</u>	<u>0.6989</u>	<u>0.7296</u>	<u>0.6310</u>	<u>0.7369</u>		第2類	$410\text{ m}^2 \leq S \leq 27,000\text{ m}^2$	係数 b	<u>0.9593</u>	<u>0.9814</u>	<u>1.0367</u>	<u>0.7833</u>	<u>0.8899</u>	<u>0.9986</u>
第十号	第1類	$200\text{ m}^2 \leq S \leq 15,000\text{ m}^2$	係数 a	<u>12.0133</u>	<u>4.4768</u>	<u>0.3689</u>	<u>3.3837</u>	<u>0.9558</u>	<u>0.1801</u>	第十三号	第1類	$100\text{ m}^2 \leq S \leq 6,400\text{ m}^2$	係数 a	<u>6.1008</u>	<u>3.0896</u>	<u>1.2906</u>	<u>7.0433</u>	<u>1.5248</u>	<u>0.5688</u>
	第2類	$4,400\text{ m}^2 \leq S \leq 46,000\text{ m}^2$	係数 b	<u>0.7109</u>	<u>0.6654</u>	<u>0.9792</u>	<u>0.7671</u>	<u>0.7050</u>	<u>0.9784</u>		第2類	$410\text{ m}^2 \leq S \leq 27,000\text{ m}^2$	係数 b	<u>0.8633</u>	<u>0.7812</u>	<u>0.9222</u>	<u>0.6876</u>	<u>0.6802</u>	<u>0.8831</u>
第十一号	第1類	$150\text{ m}^2 \leq S \leq 15,000\text{ m}^2$	係数 a	<u>1.1646</u>	<u>1.0259</u>	<u>0.6062</u>	<u>0.1390</u>	<u>1.2168</u>	<u>0.1538</u>	第十四号	第1類	$100\text{ m}^2 \leq S \leq 6,400\text{ m}^2$	係数 a	<u>6.5589</u>	<u>4.1855</u>	<u>4.6036</u>	<u>7.8034</u>	<u>1.5071</u>	<u>1.5588</u>
	第2類	$4,200\text{ m}^2 \leq S \leq 100,000\text{ m}^2$	係数 b	<u>1.0536</u>	<u>0.8371</u>	<u>0.9712</u>	<u>1.1514</u>	<u>0.6963</u>	<u>0.9713</u>		第2類	$410\text{ m}^2 \leq S \leq 27,000\text{ m}^2$	係数 b	<u>0.8899</u>	<u>0.7699</u>	<u>0.8037</u>	<u>0.7171</u>	<u>0.7059</u>	<u>0.7773</u>
第十二号	第1類	$150\text{ m}^2 \leq S \leq 10,000\text{ m}^2$	係数 a	<u>28.4598</u>	<u>3.8566</u>	<u>1.0152</u>	<u>5.1224</u>	<u>0.4701</u>	<u>0.8479</u>	第十五号	第1類	$100\text{ m}^2 \leq S \leq 6,400\text{ m}^2$	係数 a	<u>0.6397</u>	<u>0.6888</u>	<u>0.9052</u>	<u>0.6980</u>	<u>0.7184</u>	<u>0.7288</u>
	第2類	$30,000\text{ m}^2 \leq S \leq 30,000\text{ m}^2$	係数 b	<u>10.703</u>	<u>12.060</u>	<u>1.8553</u>	<u>1.3190</u>	<u>1.6561</u>	<u>0.2241</u>		第2類	$410\text{ m}^2 \leq S \leq 27,000\text{ m}^2$	係数 b	<u>0.7578</u>	<u>0.5793</u>	<u>0.8269</u>	<u>0.8441</u>	<u>0.6404</u>	<u>0.9121</u>
第十三号	第1類	$100\text{ m}^2 \leq S \leq 15,000\text{ m}^2$	係数 a	<u>5.3732</u>	<u>1.2819</u>	<u>0.3618</u>	<u>4.6516</u>	<u>0.9945</u>	<u>0.3214</u>	第十六号	第1類	$100\text{ m}^2 \leq S \leq 6,400\text{ m}^2$	係数 a	<u>0.8067</u>	<u>0.8334</u>	<u>1.0061</u>	<u>0.7088</u>	<u>0.6591</u>	<u>0.8860</u>
	第2類	$150\text{ m}^2 \leq S \leq 10,000\text{ m}^2$	係数 b	<u>0.8067</u>	<u>0.8334</u>	<u>1.0061</u>	<u>0.7088</u>	<u>0.6591</u>	<u>0.8860</u>		第2類	$150\text{ m}^2 \leq S \leq 10,000\text{ m}^2$	係数 a	<u>4.8697</u>	<u>2.8735</u>	<u>1.0305</u>	<u>6.2133</u>	<u>1.5683</u>	<u>0.6125</u>
第十四号	第1類	$150\text{ m}^2 \leq S \leq 10,000\text{ m}^2$	係数 a	<u>0.9197</u>	<u>0.8052</u>	<u>0.9969</u>	<u>0.7647</u>	<u>0.7292</u>	<u>0.9294</u>	第十七号	第1類	$150\text{ m}^2 \leq S \leq 10,000\text{ m}^2$	係数 b	<u>5.8402</u>	<u>3.1301</u>	<u>1.0585</u>	<u>6.2133</u>	<u>1.5683</u>	<u>0.6125</u>
	第2類	$300\text{ m}^2 \leq S \leq 30,000\text{ m}^2$	係数 b	<u>0.9197</u>	<u>0.8052</u>	<u>0.9969</u>	<u>0.7647</u>	<u>0.7292</u>	<u>0.9294</u>		第2類	$300\text{ m}^2 \leq S \leq 30,000\text{ m}^2$	係数 a	<u>0.9197</u>	<u>0.8052</u>	<u>0.9969</u>	<u>0.7647</u>	<u>0.7292</u>	<u>0.9294</u>

別表 1-2 耐震改修設計に関する構造に係る一般業務のうち設計意図伝達業務を除いた業務に係る

標準業務人・時間数

適用規模及び算定式	一般業務に係る業務人・時間数の算定に係る係数
-----------	------------------------

別表 1-2 耐震改修設計に関する構造に係る一般業務のうち設計意図伝達業務を除いた業務に係る

標準業務人・時間数

適用規模及び算定式	一般業務に係る業務人・時間数の算出に係る係数
-----------	------------------------

改定後（R06.3.26）

A:業務人・時間数 S:床面積の合計(㎡)			構造		
500㎡≦S≦7,500㎡			係数 a	3.4765	
A=a×S ^b			係数 b	0.6011	

別表 1-3 耐震診断一般業務に係る標準業務人・時間数

適用規模及び算定式			耐震診断一般業務に係る業務人・時間数の算定に係る係数		
A:業務人・時間数 S:床面積の合計(㎡)					
500㎡≦S≦7,500㎡			係数 a	21.052	
A=a×S ^b			係数 b	0.4179	

別表 1-4 複合化係数

複合化係数	総合	構造	設備
設計	1.06	0.91	1.07
工事監理等	1.05	0.89	0.92

別表 2-1 改修工事の設計に係る図面 1 枚毎の複雑度

図面の複雑度			複雑度に係る係数		
建 築	A 簡易	0.6	設 備	A 簡易	0.6
	B 標準	1.0		B 標準	1.0
	C 複雑	1.4		C 複雑	1.4

別表 2-2 設計業務に関する業務細分率

	業務内容の項目	業務分野	第 1 類			第 2 類		
			総合	構造	設備	総合	構造	設備
基本設計に関する業務細分率	(1) 設計条件等の整理	(i) 条件整理	0.02	0.01	0.02	0.02	0.01	0.02
		(ii) 設計条件の変更等の場合の協議	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01
	(2) 法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ	(i) 法令上の諸条件の調査	0.01	0.01	0.01	0.02	0.01	0.01
		(ii) 建築確認申請に係る関係機関との打合せ	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01
	(3) 上下水道、ガス、電力、通信等の供給状況の調査及び関係機関との打合せ		0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01
	(i) 総合検討		0.07	0.06	0.05	0.07	0.06	0.06

改定前（H31.1.21）

A:業務人・時間数 S:床面積の合計(㎡)			構造		
500㎡≦S≦7,500㎡			係数 a	3.4765	
A=a×S ^b			係数 b	0.6011	

別表 1-3 耐震診断一般業務に係る標準業務人・時間数

適用規模及び算定式			耐震診断一般業務に係る業務人・時間数の算出に係る係数		
A:業務人・時間数 S:床面積の合計(㎡)					
500㎡≦S≦7,500㎡			係数 a	21.052	
A=a×S ^b			係数 b	0.4179	

(新設)

別表 2-1 改修工事の設計に係る図面 1 枚毎の複雑度

図面の複雑度			複雑度に係る係数		
建 築	A 簡易	0.6	設 備	A 簡易	0.6
	B 標準	1.0		B 標準	1.0
	C 複雑	1.4		C 複雑	1.4

(注) 図面の複雑度の「標準」とは、改修工事の設計に係る平均的な図面に係るものをいう。

別表 2-2 設計業務に関する業務細分率

	業務内容の項目	業務分野	第 1 類			第 2 類		
			総合	構造	設備	総合	構造	設備
基本設計に関する業務細分率	(1) 設計条件等の整理	(i) 条件整理	0.03	0.02	0.02	0.03	0.03	0.03
		(ii) 設計条件の変更等の場合の協議	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01
	(2) 法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ	(i) 法令上の諸条件の調査	0.02	0.01	0.01	0.02	0.01	0.02
		(ii) 建築確認申請に係る関係機関との打合せ	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01
	(3) 上下水道、ガス、電力、通信等の供給状況の調査及び関係機関との打合せ		0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01
	(i) 総合検討		0.06	0.05	0.05	0.06	0.05	0.05

改定後（R06.3.26）										改定前（H31.1.21）									
実施設計に関する業務細分率	(4) 基本設計方針の策定	(ii) 基本設計方針の策定及び建築主への説明	<u>0.02</u>	<u>0.02</u>	<u>0.02</u>	<u>0.02</u>	<u>0.02</u>	<u>0.02</u>		(4) 基本設計方針の策定	(ii) 基本設計方針の策定及び建築主への説明	<u>0.02</u>	<u>0.02</u>	<u>0.02</u>	<u>0.02</u>	<u>0.02</u>	<u>0.02</u>		
		(5) 基本設計図書の作成	<u>0.09</u>	<u>0.08</u>	<u>0.05</u>	<u>0.09</u>	<u>0.07</u>	<u>0.06</u>				<u>0.09</u>	<u>0.07</u>	<u>0.06</u>	<u>0.09</u>	<u>0.08</u>	<u>0.07</u>		
		(6) 概算工事費の検討	<u>0.03</u>	<u>0.02</u>	<u>0.03</u>	<u>0.03</u>	<u>0.01</u>	<u>0.03</u>				<u>0.03</u>	<u>0.02</u>	<u>0.02</u>	<u>0.03</u>	<u>0.02</u>	<u>0.03</u>		
		(7) 基本設計内容の建築主への説明等	<u>0.01</u>	<u>0.01</u>	<u>0.02</u>	<u>0.01</u>	<u>0.01</u>	<u>0.02</u>				<u>0.01</u>	<u>0.01</u>	<u>0.01</u>	<u>0.01</u>	<u>0.01</u>	<u>0.02</u>		
	(1) 要求の確認	(i) 建築主の要求等の確認	<u>0.03</u>	<u>0.04</u>	<u>0.04</u>	<u>0.02</u>	<u>0.04</u>	<u>0.04</u>		(1) 要求の確認	(i) 建築主の要求等の確認	<u>0.03</u>	<u>0.03</u>	<u>0.03</u>	<u>0.03</u>	<u>0.03</u>	<u>0.03</u>		
		(ii) 設計条件の変更等の場合の協議	<u>0.01</u>	<u>0.01</u>	<u>0.01</u>	<u>0.01</u>	<u>0.01</u>	<u>0.01</u>				<u>0.01</u>	<u>0.01</u>	<u>0.02</u>	<u>0.01</u>	<u>0.01</u>	<u>0.01</u>		
	(2) 法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ	(i) 法令上の諸条件の調査	<u>0.02</u>	<u>0.02</u>	<u>0.02</u>	<u>0.02</u>	<u>0.02</u>	<u>0.02</u>		(2) 法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ	(i) 法令上の諸条件の調査	<u>0.02</u>	<u>0.02</u>	<u>0.02</u>	<u>0.02</u>	<u>0.02</u>	<u>0.02</u>		
		(ii) 建築確認申請に係る関係機関との打合せ	<u>0.01</u>	<u>0.02</u>	<u>0.02</u>	<u>0.01</u>	<u>0.02</u>	<u>0.02</u>				<u>0.01</u>	<u>0.02</u>	<u>0.02</u>	<u>0.01</u>	<u>0.02</u>	<u>0.02</u>		
	(3) 実施設計方針の策定	(i) 総合検討	<u>0.07</u>	<u>0.07</u>	<u>0.07</u>	<u>0.07</u>	<u>0.07</u>	<u>0.06</u>		(3) 実施設計方針の策定	(i) 総合検討	<u>0.07</u>	<u>0.08</u>	<u>0.07</u>	<u>0.07</u>	<u>0.08</u>	<u>0.07</u>		
		(ii) 実施設計のための基本事項の確定	<u>0.03</u>	<u>0.03</u>	<u>0.03</u>	<u>0.03</u>	<u>0.03</u>	<u>0.03</u>				<u>0.03</u>	<u>0.03</u>	<u>0.04</u>	<u>0.03</u>	<u>0.03</u>	<u>0.03</u>		
		(iii) 実施設計方針の策定及び建築主への説明	<u>0.02</u>	<u>0.02</u>	<u>0.02</u>	<u>0.02</u>	<u>0.02</u>	<u>0.02</u>				<u>0.02</u>	<u>0.02</u>	<u>0.03</u>	<u>0.02</u>	<u>0.02</u>	<u>0.03</u>		
	(4) 実施設計図書の作成	(i) 実施設計図書の作成	<u>0.28</u>	<u>0.30</u>	<u>0.29</u>	<u>0.28</u>	<u>0.32</u>	<u>0.29</u>		(4) 実施設計図書の作成	(i) 実施設計図書の作成	<u>0.30</u>	<u>0.33</u>	<u>0.30</u>	<u>0.30</u>	<u>0.32</u>	<u>0.28</u>		
		(ii) 建築確認申請図書の作成	<u>0.04</u>	<u>0.05</u>	<u>0.04</u>	<u>0.04</u>	<u>0.05</u>	<u>0.04</u>				<u>0.04</u>	<u>0.05</u>	<u>0.04</u>	<u>0.04</u>	<u>0.05</u>	<u>0.04</u>		
	(5) 概算工事費の検討		<u>0.03</u>	<u>0.03</u>	<u>0.04</u>	<u>0.03</u>	<u>0.03</u>	<u>0.04</u>		(5) 概算工事費の検討		<u>0.03</u>	<u>0.04</u>	<u>0.05</u>	<u>0.03</u>	<u>0.04</u>	<u>0.04</u>		
	(6) 実施設計内容の建築主への説明等		<u>0.02</u>	<u>0.02</u>	<u>0.03</u>	<u>0.02</u>	<u>0.02</u>	<u>0.03</u>		(6) 実施設計内容の建築主への説明等		<u>0.02</u>	<u>0.02</u>	<u>0.03</u>	<u>0.02</u>	<u>0.02</u>	<u>0.03</u>		
設計意図の伝達に関する業務細分率	(1) 設計意図を正確に伝えるための質疑応答、説明等		<u>0.10</u>	<u>0.09</u>	<u>0.10</u>	<u>0.10</u>	<u>0.09</u>	<u>0.09</u>		設計意図の伝達に関する業務細分率	(1) 設計意図を正確に伝えるための質疑応答、説明等	<u>0.07</u>	<u>0.06</u>	<u>0.07</u>	<u>0.07</u>	<u>0.06</u>	<u>0.07</u>		
	(2) 工事材料、設備機器等の選定に関する設計意図の観点からの検討、助言等		<u>0.06</u>	<u>0.06</u>	<u>0.06</u>	<u>0.06</u>	<u>0.06</u>	<u>0.06</u>			(2) 工事材料、設備機器等の選定に関する設計意図の観点からの検討、助言等	<u>0.06</u>	<u>0.06</u>	<u>0.06</u>	<u>0.06</u>	<u>0.05</u>	<u>0.06</u>		

別表 2-3 工事監理業務に関する業務細分率

	業務内容の項目	業務分野	総合	構造	設備
工事監理に係る業務細分率	(1) 工事監理方針の説明等	(i) 工事監理方針の説明	<u>0.01</u>	<u>0.01</u>	<u>0.02</u>
		(ii) 工事監理方法変更の場合の協議	<u>0.01</u>	<u>0.01</u>	<u>0.01</u>
	(2) 設計図書の内容の把握等	(i) 設計図書の内容の把握	<u>0.06</u>	<u>0.08</u>	<u>0.06</u>
		(ii) 質疑書の検討	<u>0.08</u>	<u>0.09</u>	<u>0.07</u>
	(3) 設計図書に照らした施工図等の検討及び報告	(i) 施工図等の検討及び報告	<u>0.18</u>	<u>0.19</u>	<u>0.19</u>
		(ii) 工事材料、設備機器等の検討及び報告	<u>0.06</u>	<u>0.06</u>	<u>0.09</u>
	(4) 工事と設計図書との照合及び確認		<u>0.16</u>	<u>0.20</u>	<u>0.13</u>

別表 2-3 工事監理業務に関する業務細分率

	業務内容の項目	業務分野	総合	構造	設備
工事監理に係る業務細分率	(1) 工事監理方針の説明等	(i) 工事監理方針の説明	<u>0.02</u>	<u>0.01</u>	<u>0.02</u>
		(ii) 工事監理方法変更の場合の協議	<u>0.01</u>	<u>0.01</u>	<u>0.01</u>
	(2) 設計図書の内容の把握等	(i) 設計図書の内容の把握	<u>0.08</u>	<u>0.08</u>	<u>0.08</u>
		(ii) 質疑書の検討	<u>0.08</u>	<u>0.09</u>	<u>0.07</u>
	(3) 設計図書に照らした施工図等の検討及び報告	(i) 施工図等の検討及び報告	<u>0.19</u>	<u>0.19</u>	<u>0.20</u>
		(ii) 工事材料、設備機器等の検討及び報告	<u>0.06</u>	<u>0.04</u>	<u>0.06</u>
	(4) 工事と設計図書との照合及び確認		<u>0.15</u>	<u>0.22</u>	<u>0.18</u>

改定後（R06.3.26）					
工事監理に関するその他の業務に係る業務細分率	(5) 工事と設計図書との照合及び確認の結果報告等		0.05	0.04	0.05
	(6) 工事監理報告書等の提出		0.06	0.05	0.08
	(1) 請負代金内訳書の検討及び報告		0.01	0.01	0.01
	(2) 工程表の検討及び報告		0.06	0.02	0.06
	(3) 設計図書に定めのある施工計画の検討及び報告		0.11	0.09	0.09
	(4) 工事と工事請負契約との照合、確認、報告等	(i) 工事と工事請負契約との照合、確認、報告	0.04	0.04	0.04
		(ii) 工事請負契約に定められた指示、検査等	0.05	0.04	0.04
		(iii) 工事が設計図書の内容に適合しない疑いがある場合の破壊検査	0.00	0.01	0.00
	(5) 工事請負契約の目的物の引渡ししの立会い		0.02	0.02	0.02
	(6) 関係機関の検査の立会い等		0.03	0.03	0.03
(7) 工事費支払いの審査	(i) 工事期間中の工事費支払い請求の審査	0.01	0.01	0.01	
	(ii) 最終支払い請求の審査				

改定前（H31.1.21）					
工事監理に関するその他の業務に係る業務細分率	(5) 工事と設計図書との照合及び確認の結果報告等		0.07	0.07	0.06
	(6) 工事監理報告書等の提出		0.07	0.05	0.06
	(1) 請負代金内訳書の検討及び報告		0.02	0.02	0.02
	(2) 工程表の検討及び報告		0.04	0.02	0.03
	(3) 設計図書に定めのある施工計画の検討及び報告		0.07	0.05	0.07
	(4) 工事と工事請負契約との照合、確認、報告等	(i) 工事と工事請負契約との照合、確認、報告	0.02	0.02	0.02
		(ii) 工事請負契約に定められた指示、検査等	0.03	0.04	0.03
		(iii) 工事が設計図書の内容に適合しない疑いがある場合の破壊検査	0.00	0.01	0.00
	(5) 工事請負契約の目的物の引渡ししの立会い		0.02	0.02	0.02
	(6) 関係機関の検査の立会い等		0.04	0.03	0.04
(7) 工事費支払いの審査	(i) 工事期間中の工事費支払い請求の審査	0.02	0.02	0.02	
	(ii) 最終支払い請求の審査	0.01	0.01	0.01	

別表 2-4 工事監理業務に関する標準的な対象外業務細分率

業務内容の項目			対象外業務細分率
工事監理に係る対象外業務細分率	(1) 工事監理方針の説明等	(i) 工事監理方針の説明	—
		(ii) 工事監理方法変更の場合の協議	—
	(2) 設計図書の内容の把握等	(i) 設計図書の内容の把握	0.01
		(ii) 質疑書の検討	0.02
	(3) 設計図書に照らした施工図等の検討及び報告	(i) 施工図等の検討及び報告	—
		(ii) 工事材料、設備機器等の検討及び報告	—
	(4) 工事と設計図書との照合及び確認		—
(5) 工事と設計図書との照合及び確認の結果報告等		0.01	
(6) 工事監理報告書等の提出		—	
工事監理に関するその他の業務に係る対象外業務細分率	(1) 請負代金内訳書の検討及び報告		0.01
	(2) 工程表の検討及び報告		—
	(3) 設計図書に定めのある施工計画の検討及び報告		—
	(4) 工事と工事請負契約との照合、確認、報告等	(i) 工事と工事請負契約との照合、確認、報告	0.00
		(ii) 工事請負契約に定められた指示、検査等	0.01
		(iii) 工事が設計図書の内容に適合しない疑いがある場合の破壊検査	—
	(5) 工事請負契約の目的物の引渡ししの立会い		0.02
	(6) 関係機関の検査の立会い等		0.00
	(7) 工事費支払いの審査	(i) 工事期間中の工事費支払い請求の審査	0.01
		(ii) 最終支払い請求の審査	

別表 2-4 工事監理業務に関する標準的な対象外業務細分率

業務内容の項目			対象外業務細分率
工事監理に係る対象外業務細分率	(1) 工事監理方針の説明等	(i) 工事監理方針の説明	—
		(ii) 工事監理方法変更の場合の協議	—
	(2) 設計図書の内容の把握等	(i) 設計図書の内容の把握	0.01
		(ii) 質疑書の検討	0.02
	(3) 設計図書に照らした施工図等の検討及び報告	(i) 施工図等の検討及び報告	—
		(ii) 工事材料、設備機器等の検討及び報告	—
	(4) 工事と設計図書との照合及び確認		—
(5) 工事と設計図書との照合及び確認の結果報告等		0.01	
(6) 工事監理報告書等の提出		—	
工事監理に関するその他の業務に係る対象外業務細分率	(1) 請負代金内訳書の検討及び報告		0.02
	(2) 工程表の検討及び報告		—
	(3) 設計図書に定めのある施工計画の検討及び報告		—
	(4) 工事と工事請負契約との照合、確認、報告等	(i) 工事と工事請負契約との照合、確認、報告	0.00
		(ii) 工事請負契約に定められた指示、検査等	0.01
		(iii) 工事が設計図書の内容に適合しない疑いがある場合の破壊検査	—
	(5) 工事請負契約の目的物の引渡ししの立会い		0.02
	(6) 関係機関の検査の立会い等		0.00
	(7) 工事費支払いの審査	(i) 工事期間中の工事費支払い請求の審査	0.02
		(ii) 最終支払い請求の審査	0.01

官庁施設の設計業務等積算基準等について

国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課

1. はじめに

国土交通省大臣官房官庁営繕部では、官庁施設に係る設計業務等（建築物の設計、工事監理、耐震診断等）の委託に当たり、予定価格のもととなる委託料を適正に積算するための標準的な方法や必要な事項について、「官庁施設の設計業務等積算基準」（以下、積算基準という。）及び「官庁施設の設計業務等積算要領」（以下、積算要領という。）として定めている。

2. 委託料算定に当たっての基本的な考え方

1) 業務報酬基準の考え方に基づく算定方法

建築士法第 25 条の規定に基づき、「建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準」（令和 6 年国土交通省告示第 8 号）（以下、業務報酬基準という。）が制定されており、建築士法第 22 条の 3 の 4 の規定により、設計受託契約又は工事監理受託契約を締結しようとする者は、業務報酬基準に準拠した委託代金で契約を締結するように努めなければならない。

積算基準及び積算要領は、この業務報酬基準の考え方に基づき、標準的な方法や必要な事項を定めたものである。

なお、令和 6 年 1 月 9 日に、業務報酬基準の改正内容を反映するとともに、官庁施設の設計業務等に係る実態調査（（参考）を参照）の結果に基づき算定方法を見直すなど、改定したところである。

3. 設計業務等委託料の構成

設計業務等委託料は、図 1 に示すように、直接人件

費、諸経費、技術料等経費、特別経費及び消費税等相当額から構成される。

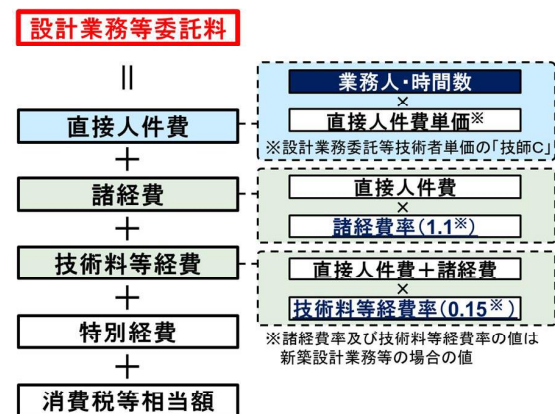


図 1 設計業務等委託料の構成及び費用の算定

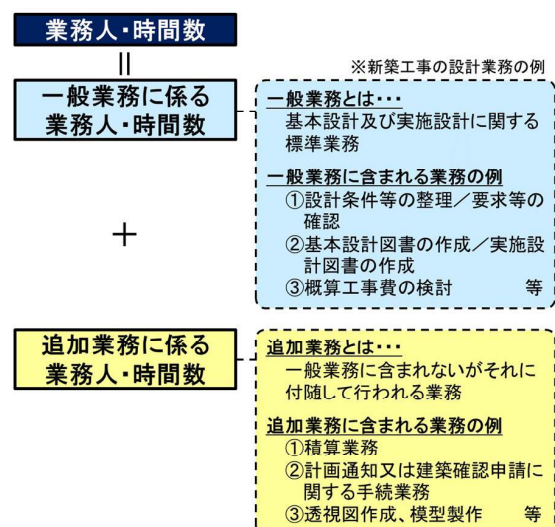


図 2 業務人・時間数の構成及びその内容

このうち、直接人件費は、委託業務に直接従事する技術者の業務人・時間数に、当該技術者の業務能力（技術力、業務処理能力等）に応じた直接人件費単価を乗じたものの総和である。業務人・時間数は、図2に示すように、「一般業務」と「追加業務」のそれぞれに係る業務人・時間数の和であり、それぞれの算出方法については後述するが、原則として一級建築士として2年又は二級建築士として7年の建築に関する業務経験を有する者が業務に従事することを想定した業務人・時間数を算定するものとなっている。この場合の直接人件費単価は、国土交通省が公表する「設計業務委託等技術者単価」における技術者の職種「技師C」の単価（令和6年度は38,400円/日）を用いることができるものとしている。

諸経費は、設計業務等の履行にあたって通常必要となる直接人件費以外の経費であり、直接人件費に諸経費率を乗じて算定する。新築工事の設計業務等の諸経費率は業務報酬基準に基づき、1.1を標準としている。

技術料等経費は、設計業務等において発揮される技術力、創造力等の対価として支払われる費用であり、直接人件費と諸経費の和に技術料等経費率を乗じて算定する。新築工事の設計業務等の技術料等経費率は官庁施設の設計業務等に係る実態調査に基づき、0.15を標準としている。

4. 一般業務に係る業務人・時間数の算定方法

新築工事の設計業務における一般業務は、業務報酬基準に定める「標準業務」としており、新築工事の工事監理業務における一般業務は、「標準業務」のうち、会計法に基づく監督業務の一部として発注者が行う業務（「請負代金内訳書の検討及び報告」、「工事費支払いの審査」など）を除いた業務としている。

なお、上記の一般業務の詳細な内容は、公共建築設計業務委託共通仕様書及び建築工事監理業務委託共通仕様書において示されているため、適宜参照されたい。

1) 業務報酬基準の考え方に基づく算定方法

(1) 床面積に基づく算定

新築工事の設計業務及び工事監理業務における

「一般業務に係る業務人・時間数」は、床面積の合計値と建築物の類型ごとに定められた係数 a 及び係数 b により算定できる（下式）。

$$(\text{業務人・時間数}) = a \times (\text{床面積の合計 (m}^2\text{)})^b$$

又は

$$(\text{業務人・時間数}) = a \times (\text{床面積の合計 (m}^2\text{)}) + b$$

例えば、事務庁舎（15,000 m²）の設計業務の場合、一般業務に係る業務人・時間数は、表1により、総合、構造、設備のそれぞれについて以下のとおり算定できる。

$$(\text{総合}) = 4.2525 \times 15,000^{0.8833} \div 20,768 \text{ (人・時間)}$$

$$(\text{構造}) = 2.7775 \times 15,000^{0.7672} \div 4,442 \text{ (人・時間)}$$

$$(\text{設備}) = 0.3436 \times 15,000^{1.0615} \div 9,311 \text{ (人・時間)}$$

$$\text{合計 } 34,521 \text{ (人・時間)}$$

表-1 建築物の類型による係数（第四号-第2類-設計の場合）

建築物の 類型	建築物の 用途等	適用規模 (m ²) ※算定式	一般業務に係る業務人・ 時間数の算出に係る係数			
			係 数	設計		
				総合	構造	設備
第四号 (業務施設)	第2類 (銀行、 本社ビル、 庁舎等)	300 ～20,000 ※A=a×S ^b	a	4.2525	2.7775	0.3436
			b	0.8833	0.7672	1.0615
		20,000 ～30,000 ※A=a×S+b	a	0.8535	0.1100	0.1095
			b	9705.8	3339.0	10446.0
		30,000 ～100,000 ※A=a×S ^b	a	4.7045	3.6050	0.5510
			b	0.8656	0.7293	0.9820

A:業務人・時間数 S:床面積の合計(m²)

(2) 難易度係数による補正

建築物が業務報酬基準別添三第3項から第5項の各表の(い)建築物の欄に掲げる建築物に該当する場合、各対象建築物に応じた難易度係数を該当する業務分野の業務人・時間数に乘じることにより補正する。また、各表において、(い)建築物の欄に複数該当する場合は、該当する全ての難易度係数を業務人・時間数に乘じる。

(3) 標準業務の一部を委託しない場合の算定

契約図書等の定めにより、標準業務の内容のう

ち委託業務の範囲外となる業務がある場合に限り、当該範囲外となる業務の割合（対象外業務率）を、「業務細分率」を用いて設定し、全体の業務人・時間数から差し引いて算定する。

「業務細分率」とは、標準業務全体の業務量を 1 とした場合の、個々の業務内容の業務量の割合を示したものである。（積算要領別表 2-2、2-3 参照）

なお、工事監理業務に係る標準業務の中には、「請負代金内訳書の検討及び報告」、「工事費支払いの審査」など、官庁営繕事業においては会計法に基づく監督業務の一部として発注者が行う業務も含まれている。予定価格の設定に当たっては、これらの委託業務の範囲外となる業務人・時間数を適切に差し引く必要があるため、「標準的な対象外業務細分率」を示している（積算要領別表 2-4 参照）。

2) 改修工事の設計業務

(1) 図面目録に基づく算定

改修工事の実施設計に係る一般業務の業務人・時間数の算定方法は次のとおり。

① 「建築工事設計図書作成基準」や「建築設備工事設計図書作成基準」を参考にして想定する成果図書の図面目録を作成

② 図面 1 枚毎に「複雑度」と「CAD データの提供等により業務量低減が図られる場合の影響度」を設定し、「図面 1 枚当たりの所要工数」に乘じることにより業務人・時間数を算定

③ ②で算定した図面 1 枚毎の業務人・時間数を合計して全体の業務人・時間数を算定

「複雑度」とは、実施設計図書の作成業務に係る業務人・時間数の補正を行うための係数であり、改修工事の設計に係る平均的な一般図の作成に係る複雑さを「標準」（1.0）とした場合の複雑さの度合いを設定するものである。簡易な図面は 0.6、複雑な図面は 1.4 を目安としており、これによりがたい場合は、実情に応じて設定する。

「CAD データの提供等により業務量低減が図られる場合の影響度」は、発注者が既存図面の CAD デ

ータ、書式の電子データ等を受注者に提供し、その利用によって設計図書の作成に係る業務人・時間数が低減する場合、その影響度を、0 から 1 の範囲で、実情に応じて図面 1 枚ごとに設定できるものである。

なお、既存図面の CAD データの提供等があったとしても、業務人・時間数が低減されないと考えられる場合（特記仕様書等の作成等）や、既存図面を紙、PDF 形式の電子データ等により提供する場合（それらをそのまま使用して作図可能である場合を除く。）は、1.0 を標準として設定する。

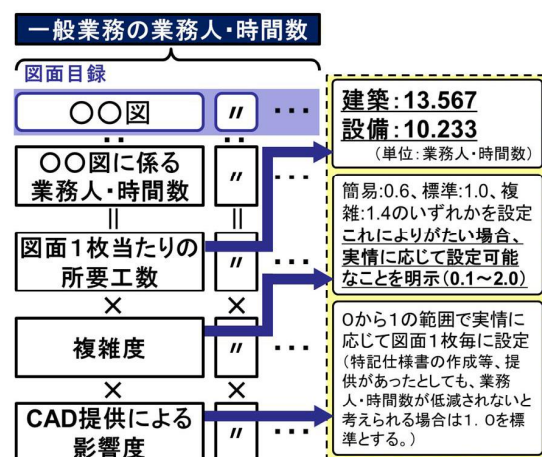


図-3 設計業務等委託料の構成及び費用の算定

(2) 算定における留意点

上記 4.2). (1) の算定方法による場合、次の点に留意が必要である。

① 一般業務の範囲は、発注者が提示する基本設計の成果に相当する図面等に基づいて行う実施設計であり、基本設計に該当する業務を含めて委託する場合は、これに係る業務人・時間数を業務内容の実情に応じて別途計上する必要がある。

② 計画通知又は建築確認申請が必要な場合は、「建築確認申請に係る関係機関との打合せ」及び「建築確認申請図書の作成」に係る業務人・時間数を別途適切に計上する必要がある。

③ 算定式は、実施設計図面を作成するうえで参考となる既存図面を発注者が貸与する場合を基本としている。参考となる既存図面を提供できず、

実施設計図面の作成に当たり、受注者が既存建築物の設計図書を復元するための実測調査等を実施する必要がある場合は、当該調査に要する業務人・時間数を追加業務に適切に計上する必要がある。

(3) 改修工事の工事監理業務

改修工事の工事監理業務に係る業務人・時間数については、設計業務とは異なり、作業可能日・時間、作業可能エリア、音・振動などの施工条件が様々であり、またこれらの条件の多くは業務の受注者の業務体制上の工夫や努力で解消できる性質のものではないことから、仮に同等の内容の工事であっても必要な業務人・時間数は大きく異なる。そのため、一律に業務人・時間数を算定する方法は示しておらず、施工条件等の条件を考慮して算定することとしている。

5. 追加業務に係る業務人・時間数の算定方法

追加業務とは、一般業務に含まれない業務内容のことである。

追加業務に係る業務人・時間数は、設計業務及び工事監理業務いずれの場合も業務内容の実情に応じて算定する。ただし、以下に示す追加業務は算定式により算定できるものとしている。

1) 積算業務

成果図書に基づく積算業務（「積算数量算出書の作成」、「単価作成資料の作成」、「見積収集」及び「見積検討資料の作成」）を委託する場合、次の式により、これに係る業務人・時間数を算定できるものとしている。

新築工事の積算業務人・時間数

$$= \text{実施設計に係る業務人・時間数} \times 0.25$$

改修工事の積算業務人・時間数

$$= \text{実施設計に係る業務人・時間数} \times 0.21$$

なお、新築工事の設計業務における実施設計に係る業務人・時間数は、一般業務のすべてを委託する場合の一般業務に係る業務人・時間数に実施設計に関する業務細分率の合計を乗じたものとし、難易度係

数による補正は行わないものとする。また、改修工事の設計業務における実施設計に係る業務人・時間数は、CAD 提供による影響度を1.0として算定した一般業務に係る業務人・時間数とする。

2) 新築工事の工事監理業務における完成図の確認

新築工事の工事監理業務において、完成図の確認を追加業務とする場合、次の式により、業務人・時間数を算定できるものとしている。

完成図の確認の業務人・時間数

$$= \text{工事監理業務に係る業務人・時間数} \times 0.02$$

なお、工事監理業務に係る業務人・時間数は、一般業務に係る業務人・時間数とし、難易度係数による補正は行わないものとしている。

6. おわりに

官庁施設の設計業務等積算基準等は、下記の国土交通省ホームページに掲載しておりますので、適宜参照されたい。

https://www.mlit.go.jp/gobuild/kijun_gyoumusekisankijun.htm

（参考）官庁施設の設計業務等に係る実態調査

官庁施設の新築及び改修の設計・工事監理業務に係る業務量等の実態を把握するため、設計事務所に対して業務量及び経費内訳の実態調査を実施し、調査対象 266 事務所中 93 事務所から回答を得た。

- ・調査期間： 令和 4 年 9 月 16 日～11 月 30 日
- ・調査対象： 官庁営繕発注の業務を近年受注した設計事務所
- ・調査内容： 業務内容の項目毎に要した業務人・時間数等

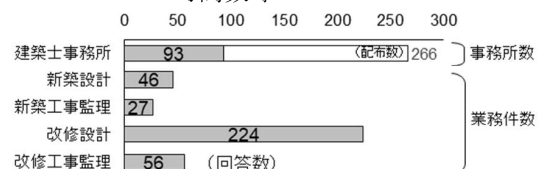


図-4 実態調査における事務所数及び業務件数